

## ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定

### ——アンズ事件判決における二段階基準への疑問——

早稲田大学英米判例研究会

(代表 矢頭 敏也)

#### 目次

はしがき

#### 第一 地方当局は、増築工事が瑕疵のない手法で行なわれるこ

とを確歩する注意義務を負わないとした事件（カラン事件

貴族院判決）

#### 一 事実関係並びに第一審判決および中間上訴審判決

#### 二 最終上訴審（貴族院）判決

#### 第二 預金受入会社のコミッショナーは、預金受入会社令に基

づく自己の監督権限を行使するに際して、預金受入会社に

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

預金することを考慮するかもしれない公衆のメンバーに対

して、それらの会社の事業運営が詐欺的または軽率に行わ

れることを通じて、公衆のそれらのメンバーが損失を被る

ことがないようにするために合理的な注意を拂う義務を負

わないとした事件（ユエン・クン・ユー事件枢密院司法委員

会判決）

#### 第三 一 事実関係並びに第一審判決および中間上訴審判決（香港）

七五

一 アンズ事件判決の歴史的背景

二 アンズ事件判決の影響

三 アンズ事件判決の衰退

四 カラン事件判決

五 ユエン・クン・ユー事件判決

六 結び

は し が き

この判例研究に参加した者は、早稲田大学大学院法学研究科に在学する左の諸君である。

青木亮子、阿部信一郎、雨宮正啓、石野京子、石原俊也、伊東洋一、今井雅子、潮匡人、越智潔、粕谷雅志、勝山浩嗣、金澤正明、上山泰、川口佳子、久保村雅彦、小池紀晴、佐野隆、柴崎暁、鈴木尚子、鈴木美弥子、妹尾浩一郎、廣瀬美佳、舟橋哲、松村和彦、森川功、山崎美佳子、山田利行、吉田一雄

本稿は、それぞれが行なった報告および討議を素材とし、資料として役立たせることを目的として、カラン事件およびユエン・クン・ユー事件の概要、並びに、これらの事件を論評する法律雑誌のコメントに基づく解説を紹介したものである。森川功君が全体をとりまとめた原稿に、最後に矢頭が目

を通して作成された。

英米不法行為法における不法行為類型の一つである「ネグリジェンス」成立の第一要件である「法律上の注意義務」の存否について、イギリス貴族院のウィルバーフォース判事 (Lord Wilberforce) は、一九七七年に *Ams v. Merton London Borough Council* [1978] A. C. 728 において、いわゆる「二段階基準」を示した。そして、その基準の適用により、注意義務の範囲が拡大される傾向が現われたように思われたのであるが、イギリス貴族院は、一九八四年以降「二段階基準」の適用をしばらく行かず、傾向を見せ始めた。このことについては、拙著『英米不法行為判例研究』(一九八八、早稲田大学比較法研究所、叢書十七)の「序言」の中でも述べ、いくつかの判例を紹介した。

ところで、一九八七年には、貴族院は *Curran v. Northern Ireland Co-ownership Housing Association Ltd.* [1987] A. C. 718 において、また、枢密院司法委員会は *Yuen Kun Yeu v. Attorney-General of Hong Kong* [1988] A. C. 175 において、「二段階基準」はあらゆる状況において注意義務の存否決定についての妥当な指針であると考えられるべきではなく、「稀な事件」についてのみ適用されるべきである、との

見解を示すに至った。このことは、本誌第三卷第一号（一九

紹介しておく。

九〇）の「英米判例研究（十四）」「過失による『ナーヴァス・

（矢頭敏也）

ショック』に対する賠償責任」の「はしがき」の中でも述べ、これらの判例については、次回発表する予定である旨を述べたが、それを実行したものが本稿である。その際「今後の判例の動きに注目したいところである。」として「はしがき」を結んだ。

ところが、判例の動きは急で、貴族院は、一九九〇年七月二十六日に「マッケイ大法官（Lord Mackay of Clashfern L.C.）以下七名の裁判官の一致した意見により、一九六六年七月二十六日の貴族院「裁判慣行に関する宣言（司法的先例）」に基づいて Murphy v. Brentwood District Council [1991] 1 A.C. 398; [1990] 3 W. L. R. 414; [1990] 2 All E. R. 908 事件において、「二段階基準」を確立した前掲アンス事件判決から「離れ」（depart）アンス事件判決が従った Dutton v. Bognor Regis Urban District Council [1972] 1 Q. B. 373 事件控訴院判決を「無効にする」（overrule）判決を下した。（Murphy 事件については、次回紹介する予定である。）

なお、ネグリジェンスに関して、望月礼一郎教授のすぐれた論稿『ネグリジェンスの構造・再論』（社会科学研究、第四十二巻第一号、一九九〇、一頁以下）が発表されていることを

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

第一 地方当局は、増築工事が瑕疵のない手法で行なわれることを確歩する注意義務を負わないとした事件

*Curran and Another v. Northern Ireland Co-owner-ship Housing Association Ltd. and Others*

第一審 北アイルランド高等法院 一九八五年三月二八日判決（原告敗訴）。

中間上訴審 北アイルランド控訴院 一九八六年四月二八日判決（上訴人（原告）の上訴認容）。

最終上訴審 貴族院 一九八七年四月八日判決（上訴人（第四被告）の上訴認容）。〔1987〕 A. C. 718 ; 〔1987〕 2 W. L. R. 1043 ; 〔1987〕 2 All E. R. 13, H. L. (N.I.).

一 事実関係並びに第一審判決および中間上訴審判決

(1) 事実関係

一九八〇年六月、マイケル・カランおよびルシンダ・カラン（原告、中間上訴審における上訴人、最終上訴審における被上訴人）は、北アイルランド・ベルファースト市ロドニー街五〇番地に住宅を購入したが、その際に、一九七一年（北アイルランド）住宅供給法（Housing Act (Northern Ireland) 1971）

に基づき諸権限を行使する北アイルランド住宅供給行政部（第四被告、中間上訴審における被上訴人、最終上訴審における上訴人）から譲渡抵当設定に基づく担保ローンを得ていた。同行政部は、この地域における住宅の提供および改善に対して責任を負う当局であり、そのことは制定法により定められている。ところで、原告による当該住宅の購入前に、その住宅の売主である北アイルランド共同所有住宅供給協会（第一被告）にとつてのその住宅の元所有者ジョセフ・バーンス（第二被告）が、一九七六年住宅供給（北アイルランド）令（Housing (Northern Ireland) Order 1976）（1976 S. I. No. 1780 (N. I. No. 25)）第六編に基づき同行政部により支払われる改善補助金を得て、当該住宅に対してキッチンとバスルームを含む増築をしていた。この改善補助金の条件の下では、増築工事は同行政部が納得するような形で行なわれねばならなかった。ところが、その増築工事には大きな瑕疵があったので、増築部分は多大な費用をかけて完全に建て直さねばならない状態であった。当該住宅の購入後にそのことに気付いた原告は、北アイルランド高等法院において以下の被告を相手取って損害賠償請求訴訟を提起した。

第一被告 北アイルランド共同所有住宅供給協会——住宅の売主。

第二被告 ジョセフ・バーンズ——住宅の元所有者。

第三被告 ベルファースト市——一九七三年（北アイルラ

ンド）建築条例（Building Regulations (Northern Ireland) 1973）（1972 S. I. No. 1996 (N. I. No. 25)）の強行に対して責任を負う当局。

第四被告 北アイルランド住宅供給行政部——住宅の元所

有者に対して増築のための改善補助金を支払った当局。

第五被告 デイヴィッド・スチュワート不動産鑑定士事務

所——原告による住宅購入前に上記ローンに関連して第四被告により鑑定を依頼された事務所。

取り分け重要なこととして、原告は、第四被告を相手取つての訴において、同被告には増築工事を瑕疵ある手法で行わせるかまたはそれを許してしまった点につき過失があった、と主張した。（元来、第四被告を相手取つての原告の主たる主張は、譲渡抵当設定に基づく担保ローンに関するものであった。原告と第四被告との間では、四つの予備的法律問題が審理され、これらの問題の内の三つに対して第一審裁判官が与え中間上訴審裁判所（北アイルランド控訴院）が是認した回答は、抵当権者としての第四被告に不利益な形で事件を処理している。したがっ

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

て、残された第四の問題が、最終上訴審に至るまでの争点（後出）となっている訳である。）

(2) 第一審判決——カーズウェル判事 (Carswell J.)

原告敗訴。

住宅供給行政部が改善補助金交付という制定法上の義務を履行している場合においては、その補助金の受取人にとっての権原継承者（住宅の後の所有者）を損失を被らないように保護することは、当該行政部の職務ではない。職務の一つは、既存の住宅が改善されることおよびその目的のために改善補助金が交付されることを確保することである。しかしながら、住宅の改善が納得できる形で行なわれているという前提に基づきその住宅を購入したならば損失を被るかもしれない後の所有者に対する責任を当該行政部に負わせることが、法の政策であり、またそうあるべきである、とは考えられない。当該行政部が負う義務は、公金が改善補助金として適正に用いられるようにすることである。その義務は、改善それ自体が納得できる形で行われるようにする義務を負うことにまでは及ばず、また、当該行政部がその職務を与えられた諸目的は、そのような責務にまでは及ばない。この種の負担を住宅供給行政部に課すことは、正当でも合理的でもないであろうし、また、法原理上または判例上、そうすることを強制するもの

は存在しない。

原告は、当該判決を不服として北アイルランド控訴院へ上訴した。

(3) 中間上訴審判決——ギブスン判事 (Gibson L. J.)  
上訴認容 (原告勝訴)。

住宅供給行政部が、工事が要求されている基準に達していることを納得する方法として、補助金交付前に進行中の工事を指揮監督または検査する職務を実際に果たしたと仮定して、そうする際の当該行政部の過失は、当時の住宅所有者に対する注意義務違反にあたるものであったのであろうか。国会が補助金交付を命じる際に意図した目的は、住居の所有者兼占有者を、財政的にばかりでなく、その者による占有がその者とその家族にとってそれまでよりも有益なものとなるということをある程度保証することによっても、助けることであった。当該行政部の何らかの怠慢によって、その目的が達せられないか、または、所有者兼占有者が意図されたほどの利益を得られなかった場合には、その者に対して負っている注意義務の違反があったのであり、その者には、少なくとも、アンス事件判決 (Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728; [1977] 2 W. L. R. 1024; [1977] 2 All E. R. 492, H. L.) (矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法

研究所、叢書一七) 一四頁以下を参照されたい) において示された基準に沿って、損害賠償金を受ける権利があったであろう。損害が後の所有者の占有期間中にやっと明らかになる場合には、損害賠償請求権を有するのがその所有者であることも、これまたアンス事件判決の推論から明らかである。

したがって、当該行政部が指揮監督もしくは検査を行う職務を引き受けていたか否か、または、もし引き受けていなかったならば、当該行政部には引き受けるべき義務があったか否かは、本訴のこの段階では思弁的であるが、改善補助金を交付したことの結果として生じる注意義務違反から訴訟原因が発生する可能性がある、というのが結論である。

当該判決を不服とする第四被告は、一九八六年七月二十四日に貴族院上訴審査委員会の上訴許可を得て、貴族院へ上訴した。

## 二 最終上訴審(貴族院)判決

(1) 両当事者の主張

(i) 上訴人(第四被告)側

一九七六年住宅供給(北アイルランド)令およびそれに続く立法におけるすべての条件は、公金が適切に用いられることと公衆がその金銭に見合ったものを得ることを確保するため

に課せられるものである。それらの立法の規定により保護されることが予定されているのは、個々の住宅所有者の利益ではなく、公益である。

アンズ事件判決およびピーボディ事件判決 (Governors of the Peabody Donation Fund v. Sir Lindsay Parkinson & Co. Ltd. [1985] A. C. 210 ; [1984] 3 W. L. R. 953 ; [1984] 3 All E. R. 529, H. L. (E)) (矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七)一〇四頁以下を参照されたい)を含む一連の判決において考慮された公衆衛生立法と本件における住宅供給補助金についての関連立法とを比較すると、建築が行なわれる前後およびその間において果たされうる公衆衛生当局の詳細な特定の義務および役割と、一九七六年住宅供給(北アイルランド)令第四編に基づき補助金が支払われるべき実際の建設工事に関連する第四被告の慎重に考慮してみれば非本質的な役割との間には、著しい対照が示される。当該立法は、住宅建設業者と建築工事請負人との間の契約の自由を何ら減じるものではない。

第四被告に注意義務を課すことは、取り分け以下の理由で、公正でも合理的でもない。

①第四被告は強行する権限を有しない。その制定法上の役割は住宅所有者と建築工事請負人の契約関係にとって非本質

的なものである。

②第四被告は補助金申請者の誠実さに依拠している。

③住宅所有者は建設業者と契約を行なう完全な自由を有しており、また、後の住宅所有者もその住宅の購入に関連して契約の自由を有している。

④補助金の供与は住宅所有者にとっての特典である。第四被告に注意義務を課すとなれば、工事がうまく行かなかった場合に、結果として第四被告は、補助金のコストと住宅の瑕疵について補償する責任という二重の損失を被ることになる。

⑤注意義務が存在すると判断された場合の補助金の全範囲に対する「水門論」(floodgate) (矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七)六九頁以下を参照されたい)の影響を考慮しなければならない。

(ii)被上訴人(原告)側

問題は、この特定の立法の状況において、アンズ事件判決およびピーボディ事件判決において強調された二つの要素、すなわち、①(ネグリジェンス法において理解されるところの)近接性と②注意義務が存在すべきことが正当かつ合理的であるか否か、が同定されうるか否かである。本上訴に適用されるアンズ事件判決の原理的説明は、公当局には厳格に言っ

て検査義務がないが、建造物に検査官を派遣することを選択するならば注意義務が生じるというものである。

上訴人の主張に関連して言えば、当該立法の目的を考慮する場合において、住居の水準を高めることは、その立法の唯一の目的ではないにしろ、少なくとも目的の一つであり、これは、公衆安全の水準に関する義務である。第四被告は、実際の建築工事において非本質的な役割を果すのみであるかもしれないが、補助金の供与により中心的な役割を果している。補助金が得られなければ、多分、住宅所有者は改善工事を施すつもりにはならないであろう。

公正さと合理性の問題に関して言えば、その概念は、工事の検査が行なわれる場合に検査官に過失があったならば他者が損害を被るであろうことが予見可能である、ということを経背景として理解されねばならないのであり、検査官は、後の住宅購入者たちが彼ら自身の検査を行なうであろうと考えることが許されない。検査官が過失により補助金を承認するならば、多分、住宅の瑕疵は補修されないままとなるであろう。他方、検査官が瑕疵に気付いて補助金を与えないならば、このことが結果として瑕疵の補修につながるであろうことはほとんど確実である。結果的に第四被告が補助金とその後の修繕を理由として二重の支払いをしなければならないとして

も、法に関する限り何ら不自然なことではない。

信賴の問題に関して言えば、依拠されるものは、「直接的な問い合わせ」に基づく信賴ではなく、むしろ引き出される推定である。

「水門論」に関しては、ジュニア書籍会社事件判決 (Junior Books Ltd. v. Veitchi Co. Ltd. [1983] 1 A. C. 520) におけるロスキル判事 (Lord Roskill) の意見 (矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七) 七五頁以下を参照されたい) を参照すべきである。

## (2) 争点

第四被告は第二被告が行なった増築工事が瑕疵のない手法で行なわれることを確保する何らかの注意義務を原告に対して負っていたか否か。

## (3) 判決

争点につき消極的判断。

上訴認容 (原告敗訴)。

貴族院は、一九八七年三月二日および三日に審理を行い、四月八日に判決を言い渡した。判決はブリッジ判事 (Lord Bridge of Harwich) 一人により述べられ、他の四人の裁判官 (Lord Fraser of Tullybelton, Lord Griffiths, Lord Ackner, Lord Oliver of Aylmerton) はその判決に全面的に同意した。



#### (4) 判決の要旨

一九七六年住宅供給（北アイルランド）令（以下では「住宅供給令」と称する）により改善補助金を支払う権限が第四被告である北アイルランド住宅供給行政部（以下では「第四被告」または「住宅供給行政部」と称する）に付与されている訳であるが、この権限の一般的目的は、明らかに、公的財源からの財政的援助を申し出ることにより、既存の住居を改善して世間並みの水準にまで引き上げること、または、新たな住居を提供するために財産の種類の転換（conversion）を行なうこと、のいずれかを住宅所有者に勧めることである。有資格住宅は、経済的なスケールにおいて下部に属するものである。補助金を引き出しうる住居の課税標準価額（rateable value）の通常の上限は一七五ポンドである。補助金の額の通常の上限は、既存の住居の改善の場合には三二〇ポンドであり、財産の種類の転換により生じる新たな住居の場合には三七〇ポンドである。補助金の額は、通常は、改善の工事または財産の種類の転換を行なうにあたって住宅所有者により負担されるべき費用の七五%を超えることができない。申請者は、補助金が支払われる住居が所有者が自己の住宅として四年間占有するものであること、または、他者に住宅として五年間賃貸されうるものであること、のいずれかを文書で保証する

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

ものとする、というのが補助金を得るための条件である。保証された意思が実行されない場合には、住宅供給行政部は、補助金の全部または一部の返済を要求する裁量権を有する。改善補助金の申請の承認に関する制定法上の基本的機構は、第四七条に包含されているが、同条は以下のように規定している。

第一項 住宅供給行政部は、次の場合に改善補助金を交付するものとする。

(a) 本編の要件に従ってなされるそのような補助金の申請が住宅行政部により承認される場合、および、

(b) 補助金交付の条件が満たされ、かつ、本編の諸規定の制約の範囲内で、住宅供給行政部が適切と思料する状況において同行政部が改善補助金の申請を承認しうる場合。

第二項 住宅供給行政部は、改善補助金の申請が関連する住居または事案によっては複数の住居の各々が関連工事の完了に際して要求されている標準に達しないであろうと考える場合には、当該申請を承認しないものとする。

第三項 本条の諸目的のためには、住居は、……それに

関して次の条件が満たされている場合に、要求されている標準に達しているものと看做されるものとする。すなわち、

(a) 住居には、その占有者が排他的に使用するための標準的なアメニティー (amenity) のすべてが備えられていること、

(b) 住居が、その建築年数と特徴、および、その住居が位置している地域を考慮した上で、(内装の修繕状態は別として) 十分に修繕された状態であること、

(c) 住居が、建築様式と物理的状态、および、諸設備とアメニティーの備えに関して、本条の諸目的のために「環境」省が随時定めることができる要件に合致していること、ならびに、

(d) 住居が、関連工事の完了後一五年間、納得できる居住設備を提供し得ることであること。

「標準的なアメニティー」とは、風呂、シャワー、温冷水の供給、洗面台、台所の流しおよび水洗トイレのような造作を含む。第四七条第三項c号に基づき環境省により定められている要件には、工事の完了に際して住居が構造的に安定した状態にあるものとするという要件が含まれている。

第四八条および第四九条は、当初には合理的に予見しえなかった追加の工事が必要であることが判明する場合には結果として支払われる補助金の額が増加しうるとはいえ、関連工事実施の見積費用を参考にして実際の補助金額を決定するために機能する。したがって、住宅供給行政部は、補助金を承認するか否かを決定しなければならず、また、何らかの工事が実施される前にその補助金の額を決定しなければならない、ということが認められるであろう。これらの決定は、既存の住宅、並びに、提案されている工事の設計図、仕様書および見積り原価計算書の検査に基づいてのみ行なわれうる。承認された補助金の交付は、第六〇条の適用を受けるが、同条は、本件に関連する限りにおいて、次のように規定している。

第三項 補助金は、補助金が支払われうるコストに対して工事完了後に交付することができ、また、一部を工事の進行に応じて分割で交付し、残額を工事後に交付することができる……

第五項 補助金またはその一部の交付は、工事またはその工事の内の補助金の一部に対する部分が、住宅供給行政部が納得するように行なわれていることを条件とするものとする。

住宅供給行政部を相手取って主張されているネグリジェンスについての唯一の関連事項は、「増築工事を瑕疵ある方法で行なわれたか、または、それがそのような方法で行なわれることを許してしまったこと」である。第一審裁判官が原告に申立書の修正を行なうことを許可したことにより、次のような主張がなされた。

「住宅購入前に、原告は、当該住宅の増築が第四被告により交付された改善補助金の目的であった、と信じていたものであり、したがって、その増築が適切に行なわれたと信じ、その確信に依拠して当該住宅の購入に同意した。」

第一審裁判官は、関連先例を検討した後に、原告の訴を棄却する旨の判決（前出）を下している。しかし、原告の上訴後にギブスン判事が申し渡した北アイルランド控訴院判決（前出）は、反対の趣旨のものであった。

貴族院によるネグリジェンス法の発展において、アンズ事件判決は、ダナヒュー対ステイヴンソン事件判決（*Donoghue v. Stevenson* [1932] A. C. 562; [1932] All E. R. Rep. 1 H. L.）（矢頭「英米不法行為判例研究」（早稲田大学比較法研究所叢書一七）一頁以下を参照されたい）におけるアトキン判事（*Lord Atkin*）の意見に由来する隣人原則を、注意義務を排除する明確な考慮事由がない限り、当該義務がそこから常に引

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

き出されうる一般的に適用される原則へと引き上げる傾向の高まりを示しているといえる。J. C. スミス（J. C. Smith）およびピーター・バーンズ（*Peter Burns*）両教授による“*Donoghue v. Stevenson - The Not So Golden Anniversary*”（46 M. L. R. 147）という論文の中で、かかる傾向は特に、失当行為と不作為との間の重要な区分を曖昧にする傾向がある点で強く批判されている。また、ピーボディ事件判決におけるキース判事（*Lord Keith of Kinkel*）の判決からの次の一節（[1985] A. C. 210, 239-240）の中にも批判を見ることができらる。

「ダナヒュー対ステイヴンソン事件判決におけるアトキン判事の意見は、ネグリジェンス法が根拠とする一般的原则を宣明したものとして有名であるが、その言葉の範囲内に該当しうるものでありかつ結果として損失をもたらす状況であれば常に損害賠償金という救済方法が機械的に与えられるという趣旨で包括的な定義を与えようと意図されたものではない、と長い間考えられてきている。ドーセット・ヨット会社対内務省事件判決（*Dorset Yacht Co. Ltd. v. Home Office* [1970] A. C. 1004, 1027）におさつりード判事（*Lord Reid*）は次のように述べている。『その言葉は、制定法上の定義であるかのように取り扱われるべきではな

い。それは、新たな諸状況においては修正を必要とするであろう。しかし、思うに、それは、それを排除するための何らかの正当化事由または妥当な説明が存しない限りにおいて適用されるべきである、と述べるのが可能であり、またそう述べるべき時期が来たのである。例えば、経済的損失を生じさせることは別の問題である。なぜならば、一つには、経済的損失はしばしば故意の行為により生じさせられるからである。競争においては、商人は自己の利益を促進することにより競争相手の利益を害する権利を与えられている。そして、いかなる状況において土地所有者はその隣人を害するような形で所有権を行使できるのか、また、いかなる状況においてそうすることができないのか、を決定する法の長い一章が存在している。しかし、過失が伴う場合には、アトキン判事が述べたものに類似した諸原則が適用されるという傾向が続いてきたのである。(ドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件判決 (Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465) を参照されたい。)そして、人は、窮地にある他者またはその他の者の財産との何らかの關係に自分自身を置くようなことを何ら行なわなかったならば、単なる偶然的近接性によりその他の者の支援に赴くことを要求されることはない。そうする道徳的

義務は存在するかもしれないが、それを法的義務とすることは現実的ではないのである。』

ウィルバーフォース判事 (Lord Wilberforce) は、アンズ事件判決 ([1978] A. C. 728, 751-752) において同趣旨のことを述べている。『本院における類似の三組の事件、つまり、グナヒュー事件、ヘドリー・バーン会社事件およびドレー・ット・ヨット会社事件を通じて見ると、いかなる場合に注意義務が発生するか、については現在のところ次のような状況にある。すなわち、ある特定の状況において注意義務が生じることを証明するためには、その状況の事実を注意義務が存在すると判示されている従前の事実に当てはめる必要はない。むしろ、この問題は二段階でアプローチされるべきである。第一に、不法行為を行なったと主張されている者と損害を被った者との間に、前者の側の不注意が後者に損害を生じさせやすいかもしれないと前者が合理的に予期できるほどの近接性または隣人關係が存在するか否かを問わなければならない。これが存在すれば一応の注意義務が発生する。第二に、第一の問題に肯定的な回答が与えられるならば、注意義務、または、その義務の対象となる人の種類もしくはその義務の違反が生じさせるであろう損害、の範囲を否定、縮減または限定するはずである考慮事

由が存在するか否かを考慮することが必要である。(ドーセ  
ット・エット会社事件判決におけるリード判事の意見〔1970〕  
A. C. 1004, 1027)を参照されたい。』

最近の幾つかの事件では、これらの文章をそれ自体決定  
的な性格を持つものとして扱う傾向があった。これは抵抗  
しなければならぬ誘惑である。各々の事件における真の  
問題は、特定の被告が特定の原告に対して主張されている  
範囲の注意義務を負っていたか否か、そして、その被告が  
その義務に違反して結果としてその原告に損失を生じさせ  
たか否かである。』

ヒーボデー事件判決それ自体および後のインダストリー  
商業財産投資会社対サウス・ベッドフォードシア地区事件  
(Investors in Industry Commercial Properties Ltd. v. South  
Bedfordshire District Council [1986] Q. B. 1034)における  
控訴院判決は、アンズ事件が関係していた種類の建築作業に  
対する制定法上の指揮監督権を行使する地方当局が負う義務  
の正確な範囲を決定するにあたって生じる困難の幾つかを例  
証している。サザランド地区会対ヘイマン事件判決 (Suther-  
land Shire Council v. Heyman (1985) 59 A. L. J. R. 564) に  
おいてオーストラリア連邦最高裁判所は裁判官全員一致でア  
ンズ事件判決に従わなかった、ということに留意することは

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定 (矢頭)

恐らく不適切ではない。その事件におけるブレナン判事  
(Brennan J.) の判決はその推論において特に印象的であるよ  
うに思われる。

私は、単に前置きとして、これらの考慮事由について述べ  
ているのである。アンズ事件判決の判決理由が本件に適用し  
うるとしても本院は当該判決に拘束されない、と言っている  
のではない。アンズ事件判決において本院が宣明した法が改  
正を必要とするほどに不十分であると考えられたならば、こ  
れは法律委員会 (Law Commission) が考慮するのにふさわし  
い主題であるかもしれない。しかし、思うに、本院には、ア  
ンズ事件判決において適用された法原理に何らかの拡張をし  
て、それにより、制定法上の義務を負わないにしろ制定法に  
より定められた機関は、第三者の活動が効果的に指揮監督さ  
れないならばその活動により不利益な影響を被るかもしれな  
い者が害を被らないようにする方法でその活動を指揮監督す  
る制定法上の権限を行使するコモン・ロー上の注意義務を負  
っていると判示されうる、とすることに慎重である権利があ  
る、と述べたのである。

アンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事の判決で  
最初の鍵となる一節 ([1978] A. C. 728, 753) は、次のような  
ものである。

「制定法の状況を要約すると次のようになる。一九三六年公衆衛生法、特に第二編は、取り分け、建築において遵守されるべき水準を設定することにより、また、建築条例を通じて地方当局が建築業者の作業を指揮監督することを可能とすることにより、住宅を含む建物の所有者および占有者の健康と安全に備えるために制定された。地方当局による指揮監督の範囲内にある特定の事項の一つが、建物の土台である。これが非常に重要な事項であることは明らかである。特に、建物のこの部分は建築が進むにつれ覆われることになるからである。したがって、土台のいかなる脆弱性または不適切さも、建物を取得するいかなる者も発見する方法を有しない隠れた瑕疵を生じさせることになる。法的用語で言えば中間的検査の機会がないのである。そこで、条例により基礎工事のための明確な基準が定められているのである(上記条例第一八条第一項b号参照)。建築業者は、土台を覆う前に地方当局へ通知を行なう制定法(すなわち、条例)上の義務を負っている。この段階で、地方当局は、検査を行ない、工事を条例を遵守したものとするのに必要ないかなる改善をも要求する権限を有している。土台に関して要件を満たさないことが、将来において、建物に損害を与え、所有者および占有者の安全と健康に影響を与えつ

る隠れた瑕疵を生じさせることは、建築業者のみならず地方当局も合理的に予見しているはずである。そして、建物は永続するものであるから、隠れた瑕疵により損害を被りそうである所有者および占有者の種類は、建築後すぐに入居する者に限られない。」

ウィルバーフォース判事は、地方当局にとつての政策または裁量の問題である制定法上の諸権限の行使と同判事が「作用上のもの」(operational)と述べているものとの間の難しい区分へと論を進めている。同判事は、当局が権限を行使する義務を負わないならば当局は権限を行使する際に過失があることに對して責任を負いえない、という主張を検討し、それを退けている。次の鍵となる一節 ([1978] A. C. 728, 755) は、次のように述べている。

「したがって、市が検査義務を負っていないと述べることは、事態の十分な説明とはならない。市は、検査を行なうべきか否かという問題を適切に考慮する義務を負っている。換言すれば、訴追の免除は、広範ではあるが絶対的なものではない。そして、それが絶対的なものではないが故に、『検査義務がないのであれば検査において注意を払う義務もない』という命題の必然的前提は消滅する。

では、検査が行なわれた場合のその検査に関する義務へ

と話を進める。原理上、合理的な注意を払う義務が存在するはずであることは確かである。注意の標準は、果たされるべき義務、すなわち、条例の遵守を確保する義務に関係づけられねばならない。また、それは、条例の要件に従って建築を行なうことに対して責任を負う者が建築業者であり、検査官の職務が指揮監督であるという事実に関係づけられねばならない。さらに、一度検査官が土台を認可してしまつと、その土台は土で覆われ、後に検査される機会がないという事実に関係づけられねばならない。しかし、この義務は、非常に作用的なものであるが、なお制定法の下で生じる義務である。この義務の履行においては、検査の時期、方法および用いられるべき技術に関して裁量的な要素がありうる。ネグリジェンスを理由として訴訟を提起する原告は、自己に課せられた立証責任として、コモン・ロー上の注意義務に依拠する前に、採られた行為が誠実に行使される裁量権の範囲内になつたことを証明しなければならぬ。しかし、これを行いうるならば、原理上、原告は訴訟を提起できるはずである。」

私の意見では、アンズ事件判決の判決理由にとって重要な三つの要素が確認できるのはこれら二つの節からなのである。第一に、当局が過失により行使しなかつたかまたは過失

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

ある方法で行使したと主張されている制定法上の権限は、発生している特定の危険から公衆、または注意義務を主張する原告がメンバーの一人である公衆のある部分、を保護することに特定の向けられていなければならない。アンズ事件においては、この特定の危険は、不十分な土台の上に建てられた建物という危険であつた。第二に、当該権限は、その権限を適正に行使していたならば危険が避けられたであろうようなものであつたに違いない。つまり、土台が覆われる前にその土台の瑕疵が発見されていたならば、当局はその瑕疵の改善を要求する権限を制定法に基づき有していたのである。第三に、当該権限の不行使または過失ある行使が、損害が生じる前に発見し改善することが後にはできない隠れた瑕疵を生じさせたに違いない。

本件において考慮されるべき住宅供給令は、アンズ事件判決が依拠したものに類似した建築作業監督権限を住宅供給行政部に付与してはいないのみならず、そのような監督権限を全く付与していない。改善補助金申請が一度承認されたならば、当該行政部は、住宅供給令の下では、工事の実施中は、建物所有者を監督する権限を有することがないのであり、いわんやその所有者が選んで工事を依頼する建築業者を監督する権限を有することがないのである。当該行政部の唯一の権限は、

工事またはその工事の関連部分が当該行政部の納得するように行なわれてきていない場合に、補助金の支払いまたはその分割での支払いを留保することである。控訴院の見解には敬意を表するものであるが、承認した補助金の支払いを拒絶することによってのみ行使しうる注意義務を当該行政部が建物所有者に対して負っていると判示することは、ほとんど奇怪な結論であるように思われる。住宅供給令第六〇条第五項が、当該行政部に対して、工事が適切に行なわれたと納得しない場合には補助金の支払いを留保する権限を与えている一方で、補助金の与えられた工事は適切に行なわれたと納得する何らかの義務を課している限りにおいて、そのような何らかの義務を課す目的が、公的財源の保護であつて、補助金の受領者または権原継承者（後の住宅所有者）の保護ではないことは、明白であるように思われる。この一箇条において、補助金を得て改善された住居に利害関係を有する人々が二重の保護を享受すべきようにするために、立法府がイングランドにおいてと同様に北アイルランドにおいても地方当局に委ねられている種類の建築作業監督権限を二重にするつもりであつた、と考えられるべきいかなる理由も認めることができない。

ドーセット・ヨット会社事件判決におけるモリス判事 (Lord Morris of Borth-y-Gest) の意見中の著名な一節

([1970] A. C. 1004, 1039) においては、次のように述べられている。

「これとは別に、本件で明らかにされた状況においては、注意義務が存在することとすることが公正かつ合理的であろうばかりでなく、また、注意義務が存在しないとするのが事物本来の合目的性に反するであらう、というのが私の結論である。ある特定の状況において義務が存在したか否かを裁判所が尋ねられる場合に、裁判所は政策に関して決定を下すように求められている、と述べる必要があるかどうかについて、私は疑わしいものと考ええる。理性と良識により直ちに方向が示される場合には、政策は発動される必要がない。ある特定の状況において注意義務が生じるか否かに関する基準が、場合によっては、注意義務がどのように生じるとすることが公正かつ合理的であるか否かでなければならぬかもしれないならば、裁判所は判定者であることを避けてはならない。デイヴィス請負会社対フェアハム都市地区会事件判決 (Davis Contractors Ltd. v. Fareham Urban District Council [1956] A. C. 696, 728) における意見でラドクリフ判事 (Lord Radcliffe) が述べたように、裁判所は『公正かつ合理的な人の代弁者』なのである。」

私の意見では、良識の命じるところ、および、何が公正か



つ合理的であるかに関する考慮により、本件の住宅供給行政部が原告に対して負ういかなる注意義務をも課すことに反対する方向が示されることは明白であり、そして、当該行政部がそのような義務の下にあると判示するとすれば、それは事物本来の合目的性に反することになるであろう。何ら注意義務が存在しなかったのであるから、原告が改善補助金の交付がなされているのであるから大丈夫であると信じて住宅を購入したとの主張は、役に立たない。

以上の理由、および、私が全面的に同意するカーズウェル判事の判決文から引用された一節(前出)において非常にうまく言い表わされている理由をもって、本上訴を認容し、控訴院の命令を取消し、カーズウェル判事の命令を回復する。

## 第二 預金受入会社のコミッションナーは、預

金受入会社令に基づく自己の監督権限  
を行使用するに際して、預金受入会社に預  
金することを考慮するかもしれない公  
衆のメンバーに対して、それらの会社の  
事業運営が詐欺的または軽率に行なわ  
れることを通じて、公衆のそれらのメン  
バーが損失を被ることがないようにす

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定(矢頭)

るために合理的な注意を拂う義務を負  
わないとした事件

*Yuen Kun Yeu and Others v. Attorney-General of  
Hong Kong*

第一審 香港高等法院 一九八五年七月九日判決(原告敗  
訴)。

中間上訴審 香港控訴院 一九八六年三月七日判決(上訴  
人(原告)の上訴棄却)。

最終上訴審 枢密院司法委員会 一九八七年六月一〇日判  
決(上訴人(原告)の上訴棄却)。[1988] A.C.175; [1987]  
3 W.L.R. 776; [1987] 2 All E.R. 705, P.C.

## 一 事実関係並びに第一審判決および中間上訴審判決

### (1) 事実関係

原告(中間上訴審および最終上訴審における上訴人)は、四  
人の香港在住者で、一九八二年にアメリカン・アンド・パナ  
マ・ファイナンス会社という預金受入会社に多額の預金をし  
た。同ファイナンス会社は、預金受入会社のためのコミッシ  
ヨナーが一九七六年預金受入会社令 (Deposit-Taking Com-  
panies Ordinance 1976) 第一〇条(後出)に従って預金受入

会社として登録していた会社である。一九八三年、同ファイナンス会社が解散したために、原告は同社に預け入れていた金銭を失った。そこで原告は、預金受入の規制および預金者の保護のために制定された一九七六年預金受入会社令に基づく職務をコミッションナーが果たす際に過失があったことを理由として、コミッションナーを代表する香港法務長官を相手取って損害賠償請求訴訟を提起した。

原告が主張したのは、①同ファイナンス会社が、一九七六年預金受入会社令第一〇条に基づき、コミッションナーにより預金受入会社として登録されており、したがって、②同ファイナンス会社が預金受入会社として登録されるにふさわしい機関であり、③同社がコミッションナーによる「慎重な監督」の対象であり、④そのような「慎重な監督」が継続的なものであり、かつ継続されている、という事実(更には、同社を含む諸預金受入会社の財政的廉潔、および、それらの会社を実際に統制し規制するコミッションナーの権限を原告に信じさせる財務大臣 (Financial Secretary) とコミッションナーの幾つかの陳述)があることで大丈夫だと信じて、原告が同ファイナンス会社に預金したこと、並びに、⑤同ファイナンス会社の業務が詐欺的かつ投機的に行なわれており、その預金者たちに損失を与えるような形で行なわれていることをコミッションナーが認識

していたこと、または、合理的な注意を払えば認識していたはずであること、③コミッションナーが、一九七六年預金受入会社令に基づく自己の諸権限を、同令が同ファイナンス会社に課している責務および制限の同社による遵守を確保するように行使しえなかったこと、および、④コミッションナーが、一九七六年預金受入会社令第一〇条に基づき、同ファイナンス会社を預金受入会社として登録すべきではなかったこと、もしくは、コミッションナーが、一九七六年預金受入会社令第一四条第一項(後出)に基づき、原告が同ファイナンス会社に預金する前に、同社の預金受入会社としての登録を取り消すべきであったこと、である。

第一審において、香港高等法院は、原告の申立書が合理的な訴訟原因を明らかにしていないことを理由として、原告の訴を棄却した。中間上訴審において、香港控訴院は、香港高等法院の決定を是認し、原告の上訴を棄却した。香港控訴院の判決を不服とする原告は、同控訴院の上訴許可を得て、枢密院司法委員会へ上訴した。

## (2) 関連条文

### 一九七六年預金受入会社令第一〇条

第一項 本条第二項の制約の範囲内で、コミッションナーは、第九条に従ってなされた申請を受ける場合に

は、会社を預金受入会社として登録するものとする。

第二項 ……コミッションナーは、……(e)いかなるものであれ何らかの状況を理由として、会社が登録されるにふさわしい機関ではないと思料する場合には、当該会社を本条第一項に基づき登録することを拒否するものとする。

#### 同第一四条

第一項 ……コミッションナーは、……(d)(i)預金受入会社が登録されたままであるにふさわしい機関ではない……と思料する場合には、その預金受入会社の登録を取り消すことができる。

#### 二 最終上訴審（枢密院司法委員会）判決

##### (1) 両当事者の主張

##### (i) 上訴人（原告）側

本件のコミッションナーは、預金受入会社令第一〇条第二項e号の諸目的のために、問題のファイナンス会社が預金受入会社として登録されるにふさわしい機関ではないとの見解を採らなかった点、および、後に同令第一四条第一項d号の(i)に基づき同社の登録を取り消すために自己の権限を行使しなかった点で過失があった。合理的なコミッションナーならば、

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（失頭）

同社に関して有している情報により、真の状況を見出すためにさらに調査を行なうか、または、同社の登録を行なわないかもしくは同社の登録を取り消したはずである。

預金受入会社令の目的の一つは、預金受入会社に預金を行なう者たちの保護である。同令の下では、コミッションナーは、職務を果たさないわけにはいかないものであり、一度申請がなされれば、会社の登録を行なうかまたはそれを拒否しなければならず、また、その登録およびその継続にはコミッションナーの承認が伴うのである。コミッションナーは、登録を取り消す権限により預金受入会社を監督する継続的権限を有しており、また、そのような会社の業務に関して情報を要求したり調査を行なう権限を含む一定の権限を有しているのである。さらには、コミッションナーが有する情報には、コミッションナーのみがアクセスできる情報がある。したがって、コミッションナーがそれらの権限を注意を払って行使しなければ、預金受入会社に預金をする者たちが損失を被り、救済を受けられないことが予見されうる。

原告は、問題のファイナンス会社がコミッションナーにより登録されているという事実に基づいて預金を行なった。同社を登録し、その登録を継続させることにより、コミッションナーは、同社が信用するに値するものであること、コミッション

ナーが同社が登録されるにふさわしい会社であると考えていること、および、コミッションナーがその結論に到達する際に合理的な注意を払ったこと、について表示を行なっていたのである。

ぴたりと当てはまる先例が存在しない場合において、ネグリジェンスを理由とする訴訟原因が存するか否かを決定する適切なアプローチに関して言えば、ドーセット・ヨット会社事件判決におけるリード判事およびアンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事により示されているように、新たな事実状況において注意義務が生じるか否かを決定する際に問われるべき問題は、①十分な近接性または隣人関係が存在したか否か、および、②その義務の範囲またはその義務の対象である人の種類を否定、縮減または限定するはずである考慮事由が存在するか否かである、と過去二〇年間にわたって一般的に考えられていた。ジュニア書籍会社事件判決からカラン事件判決（前出）に至る一連の判決を見ると、最近では、この二段階のアプローチの適用範囲が幾分縮小されてきており、現在では、貴族院および枢密院司法委員会により、注意義務が存在しないと以前から判示されてきている事実状況においてはこの二段階基準は役に立たない、と判示されている。本件はその範疇に入らないのであり、また、その範疇外では、

この二段階基準は、従われるべき普遍的な基準を提供しないとはいえず、もはや有用な基準を提供しないほどに逸脱されてはいない。近接性は、それだけでは十分ではないとはいえず、いかなる見解に基づいても必要な要件のままである。さらに、特定の事実状況において注意義務が存在すると判示することが正当かつ合理的であるか否か、という総合的考慮事由が存在する。本件においては、近接性または隣人関係という基準は満たされている。

アンズ事件判決は、以下のことを定立している。①制定法により定められた機関は、第三者の活動が効果的に規制されないならばその活動により不利益な影響を受けうる者たちが損害を被らないような方法で同機関の制定法上の権限を行使して、その第三者の活動を規制するモン・ロー上の注意義務を負いうる。②その注意義務を負うのは、次の二つの基準が満たされる場合である。すなわち、a) 規制および監督に関する当該権限の行使に過失がある場合には、第三者の活動が特定のグループの人々に不利益な影響を与えることになりうることが予見されうること、並びに、b) 制定法により定められた機関が、取り分けそのグループの人々の利益のためにかかる権限を付与されていること、である。③当該注意義務の性格は、制定法により定められた機関が関連立法により付与

されている裁量の範囲を越えるような形でかかる権限を行使しない、というものである。

カラン事件判決において、ブリッジ判事は、アンズ事件判決の判決理由によつての三つの基本要素を同定している。第一の要素は、当局が過失により行使しえなかつたかまたは過失ある方法で行使したと主張されている制定法上の権限は、公衆または注意義務を主張している原告がメンバーであるところの公衆の一定部分を、発生した特定の危険から保護することに特定のに向けられていなければならない、というものである。本件においてはこの要件が満たされている。なぜならば、制定法上の権限は、原告の立場にある預金者たちの保護に向けられているからである。第一の要素は、当該権限は、適正に行使されたならばその危険が避けられえたであろうようなものでなければならない、というものである。本件においては、コミッショナーの監督権限が適正に行使され、かつ注意深く行使されたならば、危険は避けられていたであろう。なぜならば、問題の会社が登録されていなかったならば、または、その登録が取り消されていたならば、原告はその会社に預金することにより金銭を失うことがなかつたであろうからである。第三の要素は、当該権限の不行使または過失ある行使により、損害が発生するまでは後に発見されることも改

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

善されることもありえない隠れた瑕疵が生じていなければならない。隠れた瑕疵という概念は有形的損害という状況にとつてより適切なものではあるが、本件においては、コミッショナーが、問題の不適切な預金受入会社には預金者からは隠された瑕疵があることを示していたはずである事項を知っている状況において、同社に営業を続けさせたのであるから、隠れた瑕疵が生じていた。

預金者が損失を被らないようにするために公的機関に諸権限を付与するという明示の目的を持った立法が制定される場合においては、それらの権限の過失ある行使から損失が生じるならば、損害賠償請求権が生じることは正当、合理的または公正である。預金受入会社令の下では、預金受入会社は登録されることなく合法的に業務を行なうことができないのであるから、もしコミッショナーに過失があり、かかる会社業務を続けさせるべきではない場合に業務を続けさせるならば、コミッショナーは、危険を生じさせたのであり、登録の公的性格によりかかる会社に承認を与えたのである。コミッショナーと預金者もしくは潜在的預金者との間においては、関連情報に対するアクセスが平等ではないことは明らかである。コミッショナーは、預金者がアクセスできない情報を享有しているのであり、また、その情報は、コミッショナーが

制定法上の権限をもってかかる会社から入手するものである。

コミッショナーの注意義務を否定する潜在的考慮事由としては、①官公吏としてのコミッショナーの地位、②原告が被った損失の性格、すなわち、経済的損失、③事実が極めて類似した先例の不存在、および、④水門論、が挙げられるが、それぞれについては以下のように述べることができる。

①に関しては、ドーセット・ヨット会社事件判決以来、人が公的職務を果たしているという単なる事実がその者を免訴するとは言えない。

②に関しては、原告が直接的損失を被ったのは、無体動産(債権)(chose in action)である。「財産に対する損害」(damage to property)という語がこの分野において用いられる意味において無体動産(債権)が正確には「財産」とは言いえないとしても、本件において被った損失は、無体動産(債権)の価値の消失または減少であるから、「純粋な経済的損失」からはほど遠いものである。たとえ原告の被った損失がいわゆる「純粋な経済的損失」であるとしても、このことは、ジュニア書籍会社事件判決におけるロスキル判事の傍論が示しているように、原告の主張にとって致命的なものではない。立法の目的が経済的損失を妨げることであるならば、それは、生じる

ことが予期されうる唯一の類型の損失であり、賠償請求の対象でありうる。

③に関しては、ネグリジェンスの範囲は限られておらず、これまでに注意義務が確立されている事実状況のみに限定されていない。

④に関しては、本件においては「水門」は狭いものである。コミッショナーの注意義務違反が訴えうるのは、コミッショナーの行為における過失が甚だしいものであり、権限踰越にあたる場合のみである。また、この義務を負うのは預金者に対してのみである。さらには、預金には最低限度があるのであるから、預金をできる者の数は限られており、それらの預金者は日々同定しうる。さらにまた、なされた預金から生じる潜在的な支払われるべき金額は、預金およびそれから生じる利息の額に厳格に限定される。

(ii) 被上訴人(被告)側

下級審において、原告の請求はその申立書が合理的な訴訟原因を明らかにしていないことを理由として退けられている。

原告の請求がその段階で退けられるべきであるという結論は正当化されるものである。原告の請求は、身体または財産に対する有形的損害またはその危険から生じるものではない。

い。原告のアプローチは、ダナヒュー事件判決、ドーセット・ヨット会社事件判決およびアンズ事件判決に依拠するものであるが、これらの判決は有形的損害に関するものであり、本件には適用されない。ヘドリー・バーン会社事件判決およびジュニア書籍会社事件判決が示しているように、有形的損害が生じていない場合に注意義務を負わされるのは、原告と被告との間に特別な関係がある場合のみである。近接性に関する通常の状況において適用される通常の注意義務を本件のような事件に適用することは、法をかなり拡大することになる。

仮に原告が、問題の会社に関する意見をコミッショナーに実際に求めていたならば、状況は異なっており、特別な関係および過失不実表示の問題が生じたであろう。この特別な関係は、特定の原告とのものでなければならず、準契約的状況において責任が生じるのである。その場合には、預金者はコミッショナーが預金者に述べたことにおける不注意を理由として損害賠償請求ができるか否かが争点となる。過失ある陳述に対する責任の引受けという要素が存在しなければならぬ。ヘドリー・バーン会社事件判決は、陳述を求めた特定の人に対する責任の引受けおよびその者によるその陳述に対する依拠が存在しなければならぬことを示している。身体および財産に対する侵害または侵害の危険が存在しない場合

ネグリジエンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

には、注意義務が存在するか否かを決定するための基礎は異なるものである。その基準はより厳格なものであって、近接性に依拠することがなく、特別な関係を要件とするものである。

原告と被告との間の関係は、注意義務に関するいかなる状況においても根本的なものである。本件の原告とコミッショナーとの間の関係は、これまでに裁判所により注意義務が課せられてきた関係ではない。その関係は、契約に類似しておらず、信認関係でもなく、制定法の規定により構成されるものでもない。いかなる特定の預金者に対してもコミッショナーは責任の引受けをしておらず、また、コミッショナーが述べたり行なったことに対していかなる特定の預金者も依拠してはいない。本件の原告は、公衆のメンバーにしかすぎないのである。ドーセット・ヨット会社事件判決において裁判所がかかわっていたのは、被告と第三者との間の関係および被告と原告との間の関係である。本件においては多数の関係が存在しており、それらの関係は矛盾する関係であって、その複雑さに照らしてみれば、裁判所はコミッショナーに注意義務を課さないはずである。

原告が損失を被った理由は、第三者による契約違反または不行跡である。被告は特別な理由または特別な関係が存在し

ない場合においてはそのような損失に対して責任を負わないというのが一般原理である。それがドーセット・ヨット会社事件判決の核心部分であり、同判決は、本件においてはコミッショナーが預金受入会社を日々監督していた訳ではないことを理由として区別されう。

コミッショナーは官公吏であつて制定法上の諸権限を有しているが、それらの権限は、アンズ事件判決以前においては、通常は、不作為に対する責任、および、それらの権限の行使に際して注意を払い技量を用いる責務を伴わなかつたであらう。

原告の主張は新奇なものであり、注意義務が存在するか否かを決定する司法的過程において政策的考慮事由が重要な役割を果たす種類のものである。健康および安全に関するものではない本件の状況にまで注意義務を拡大することは誤りである。イギリスの立法府が本件のコミッショナーのそれと同様の責任を伴つた自己規制の諸組織に免責を与えているという事実は、本件のような事件においては訴訟の対象となる注意義務を課さないという政策が存在していることを示しており、この目的のためには、制定法により定められた規制機関と私的な規制機関との間に差異はありえない。この種の統制を引き受けているという単なる事実が引き受けていることを

行なう際に注意を払わないことに対する責任を生じさせるとすることは、公衆の保護に逆行するものとならう。旅行代理店協会のような任意団体は、制定法により定められた機関とは異なり免責されえないが、本件のような事件においてそのような責任が課せられることが望ましいと考えられるならば、それはすべての政策的考慮事由を最初に考慮する立法府により課せられるべきである。

預金受入会社令の主目的は、預金受入会社を規制することであつたのであり、同令はそれらの会社に責務を課している。コミッショナーが商業上の詐欺行為を適正な技量と注意をもつて調査しないことに対して過失責任を負うべきであるならば、コミッショナーの職務は非常に厄介なものとなるであらう。預金者の保護という立法目的は、多くの手段により達成されるのであり、合理的な注意を払い合理的な技量を用いるコミッショナーによつてのみ達成されうと考えられるべきではない。同令第一〇条第二項e号に従つた登録拒否は、コミッショナーによる判断または裁量の事項であり、コモン・ロー上の義務の履行の事項ではない。コミッショナーの主たる義務は、預金受入会社に向けられたものであり、公衆のメンバーに向けられたものではない。登録は、コミッショナーによる承認を示すものではなく、登録の時点ではその会社の



登録拒否を正当化する情報がコミッショナーにはなかったということを意味しているにすぎない。登録後に状況は変化しているものであり、登録されたままである会社に対して継続的承認は与えられない。コミッショナーの活動範囲には多くの預金受入会社があり、それらの会社が登録されるにふさわしいものであるようにするためまたはそれらの会社が継続的にそうであるようにするために注意を払ったことの保証をコミッショナーに期待することはできない。預金受入会社令は、登録の中断または取消に関して、コミッショナーに何ら義務を課しておらず、ただそうする権限を与えているだけである。

マクロクリン事件判決 (McLoughlin v. O'Brian [1983] 1 A. C. 410) 「比較法学」第二三巻第一号一七五頁以下を参照されたい)が示しているように、侵害の予見可能性だけでは、注意義務が存在すると結論するための根拠とはならない。コミッショナーが合理的な注意を払わなければ預金者が損失を被るかもしれないということが予見されうるといふ事実は、そのような義務がコミッショナーに課せられるべきであるということとを意味しない。

アンズ事件判決は、健康と安全に関する状況における公衆に対する危険に限定されるべきである。この点では、ピーボ

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定 (矢頭)

デーニ事件判決、カラン事件判決およびサザランド地区会事件判決に依拠することができる。

近接性が支配的な役割を果たすのは、身体もしくは財産に対する損害またはその危険が存在する場合であり、その他の場合には、経済的損失が回復されるためには特別な関係が証明されねばならない。この点に関しては、ヘドリー・バーン会社事件判決およびジュニア書籍会社事件判決に依拠することができる。本件においては、コミッショナーと原告との間に特別な関係は存在しない。コミッショナーは果たすべき公法上の職務および義務を有しているが、それを持って責任の引受けと解することは誤りである。あらゆる預金受入会社が常に登録されるにふさわしいものであるようにするためにそれらの会社を注意と技量をもって調査し続ける責務をコミッショナーが負っていることは、コミッショナーに過度の負担を課することになる。

水門論は重要である。水門論が重要視されねば、預金受入会社が破産するたびに多くの訴訟が提起されることになるであろう。また、コミッショナーは、訴訟の危険を考慮せねばならないならば、職務を果たすことができなくなるであろう。

(iii) 上诉人 (原告) 側補充主張

被告が経済的損失に対して責任を負うためには、被告が責任のある立場にあったことが証明されることが必要であるかもしれないが、責任は課せられるものであり、自発的に引き受けられるものばかりではない。本件のコミッショナーは、預金受入会社に対する制定法上の責任を負っているのである。

注意深いコミッショナーならばある特定の預金受入会社が詐欺的またはいい加減な方法で運営されていることを理解したはずであるということが証明されるならば、その会社に営業を継続させることがコミッショナーの制定法上の職務と矛盾しないことはありえない。

原告の損失の直接的原因が第三者の行為であるという事実とは、完全な妨訴抗弁とはならない。コミッショナーの職務は預金受入会社が預金者に損失を与えないようにすることなのであるから、預金受入会社が原告の損失の直接の原因であるという事実は、コミッショナーが不注意によりその会社が原告に損失を生じさせることを許したならば、コミッショナーを免責するものではない。コミッショナーは、預金受入会社の存続を左右する権限を有しているという意味で、それらの会社を監督しているのである。

預金受入会社令において、立法府は、コミッショナーが適

正な注意を払ってその諸権限を行使することを意図したはずであり、また、コミッショナーが預金者のためにその制定法上の職務を果たすことを意図したはずである。

## (2) 争点

コミッショナーは、預金受入会社令に基づく自己の監督権限を行使するに際して、預金受入会社に預金することを考慮するかもしれない公衆のメンバーに対して、それらの会社の事業運営が詐欺的または軽率に行なわれたことを通じて公衆のそれらのメンバーが損失を被ることがないようにするために合理的な注意を払う義務を負うか否か。

## (3) 判決

争点につき消極的判断。

上訴棄却（原告敗訴）。

枢密院司法委員会は、一九八七年五月五日、六日、七日および一〇日に審理を行い、六月一〇日に判決を下した。判決はキース判事（Lord Keith of Kinkel）一人により述べられた。

## (4) 判決の要旨

本件の争点に対して肯定的回答が与えられるべきことを支持する原告の主張は、アンズ事件判決におけるウィルバート・オース判事の意見の有名な一節（[1978] A.C. 728, 751-752）に基礎を置いている。それは以下の通りである。

「本院における類似の三組の事件、つまり、ダナヒュー事件、ヘドリー・バーン会社事件およびドーセット・ヨット会社事件を通じて見ると、いかなる場合に注意義務が発生するか、については現在のところ次のような状況にある。すなわち、ある特定の状況において注意義務が生じることを証明するためには、その状況の事実を注意義務が存在すると判示されている従前の事実に当てはめる必要はない。むしろ、この問題は二段階でアプローチされるべきである。第一に、不法行為を行なったと主張されている者と損害を被った者との間に、前者の側の不注意が後者に損害を生じさせやすいかもしれないと前者が合理的に予期できるほどの近接性または隣人関係が存在するか否かを問わなければならない。これが存在すれば一応の注意義務が発生する。第二に、第一の問題に肯定的な回答が与えられるならば、注意義務、または、義務の対象となる人の種類もしくはその義務の違反が生じさせるであろう損害の範囲を否定、縮減または限定するはずである考慮事由が存在するか否かを考慮することが必要である。…」

この一節は、貴族院における後の事件において、特に、ピーボディ事件判決におけるキース判事、エイリアクモン号事件判決 (Leigh and Silavan Ltd. v. Alakmon Shipping Co.

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定 (矢頭)

Ltd. [1986] A. C. 785) (矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七)一五五頁以下を参照されたい)におけるブランドン判事 (Lord Brandon of Oakbrook) およびカラン事件判決(前出)におけるブリッジ判事により、但書付きで扱われている。これらの但書を含む意見は、それらの判決を下した同院のすべての判事が同意したものである。また、サザランド地区対ヘイマン事件判決においてオーストラリア連邦最高裁判所のブレナン判事 (Brennan J.) はウィルバーフォース判事が示したアプローチに不賛成であると述べている。

ネグリジェンスにおける注意義務の存否を決定するためのウィルバーフォース判事が説述した二段階基準は、それが値するよりも大きく、また同判事が意図したよりも大きな重要性を認められてきている。さらに、この基準の第一段階の表現には誤解の危険性がある。サザランド地区会事件判決においてギブズ主席判事 (Gibbs C. J.) が指摘したように、ウィルバーフォース判事が述べたことについては二つの考えられる見解がある。第一の見解は、ギブズ主席判事が挙げた幾つかの事件において支持されているもので、ウィルバーフォース判事は単に損害発生 の蓋然性についての合理的予期により近接性が十分なものであるか否かを判断するつもりであっ

た、というものである。第二の見解は、ギブズ判事自身が支持するもので、ウィルバーフォース判事は、「近接性または隣人関係」という表現が各種の要素を含む表現で、ダナヒュー事件判決においてアトキン判事が述べた原告と被告との間の必要な関係についての全概念を意味するように意図した、というものである。本院の見解では、第二の見解が正しいものである。ウィルバーフォース判事自身がマクロクリン事件判決において述べたように、予見可能性がそれだけで必然的に注意義務に結び付く訳ではないことは明らかである。他にも同趣旨の意見が数多くある。真実のところ、アンズ事件判決において同判事が言及した類似の三組の事件は、各々、性格の異なる特定の状況を示しており、それらの状況が注意義務を生じさせやすい関係を生み出す効果を有していると判断されたのである。損害の予見可能性はそのような関係の必要要素ではあるが、そのみが必要要素である訳ではない。それのみが必要要素であるならば、ぼうつとして絶壁から足を踏みはずそうとしている他者を見ていながら警告を発しない者には過失責任があることになるであらう。

ダナヒュー事件判決が定立したのは、消費されうる製品の製造者であつて、その產品が中間的検査のいかなる見込みもなくその製造者のもとを離れたときの形で消費者に到達する

ような方法で業務を行なう製造者は、その產品には健康に対する害を生じさせような瑕疵がないようにする合理的注意を払う義務をその消費者に対して負う、ということである。アトキン判事の意見は、損害の予見可能性という要件ばかりでなく、近接性という密接で直接的な関係の要件も強調した。

損害の予見可能性ばかりでなく、同事件のすべての状況が、注意義務が発生するか否かを決定する際に考慮されるにふさわしいものである、とアトキン判事が考えたことは明らかである。ヘドリー・バーン事件判決は責任の引受けに関するものであり、同判決では諸事実に基づき責任が存しないと判示されたが、それは与えた助言に対する責任が否認されたからである。しかし、同判決では、一方当事者が、自己の特定の技量または知識の範囲内にある事項に関して無償の助言を求められて、それを与え、かつ、その助言を求める者がその助言に依拠して行動するであろうことを認識しているかまたは認識しているべきであつた場合には、注意義務が発生する、という法原理が定立された。そのような場合には、当事者間の関係の直接性および密接さは非常に明白である。ドーセツト・ヨット会社事件判決は、被告と第三者との間の特別な関係により、第三者が原告に損害を生じさせないように第三者を監督するために合理的注意を払う義務が被告に生じさせら

れる種類の状況の例である。同事件の事実は、非行少年教育施設の幾人かの少年が看守の監督の下である島で野営をしたが、その島の沖合には幾隻かのヨットが停泊しており、少年たちの内の幾人かがその島を抜けだそうとしてあるヨットに乗り込み、それを漂流させて他者に損害を与えた、というものであるが、この損害は、看守が少年たちの行動を監督するために合理的な注意を払わなければ、発生しそうであることが合理的に予見されうるものであった。看守と少年たちとの間の関係は、親子間の関係に類似しており、監督義務を生じさせる関係であった。

アンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事の基準の第二段階は、適用されねばならないことが稀なものである。

これが適用されるのは、近接関係に基づきネグリジェンスの主張が証明されるにも拘らず、公序良俗により責任が存しないことが要求される限られた場合のみである。この稀な事例の一つが、訴訟追行中の過失に対するバリスター<sup>1</sup>の責任を扱ったロンデル対ワースリー事件判決 (Rondel v. Worsley [1969] 1 A.C. 191) (矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七二七三頁以下を参照されたい)である。

法が発展してきた方向に照らして、本院は、将来に関する

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定 (矢頭)

限り、アンズ事件判決における二段階基準がすべての状況において注意義務の存否にとつての適切な指針と看做される訳ではない、ということが認められるべきであると考える。

その場合に考慮されるべき主たる事項にして最重要事項は、本件のすべての状況において、コミッショナーと問題の会社とに預金をするつもりの方たちとの間に、コミッショナーが預金受入会社令に基づく自己の職務を果たす際にそれらの預金をするつもりの方たちに対する注意義務を負わされるような密接かつ直接的な関係が存在したか否かである。考慮されるべき本件の諸状況の中には、預金受入会社令の目的の一つが預金をする者たちの保護に備えるというものであった、ということがある。登録された預金受入会社に課せられており刑事制裁により担保されている制限および責務は、それ自体で、その目的の確保において役立つのである。しかし、営業権を効果的に与えたり奪ったりするためにそのような会社の登録をしたりその登録を取り消したりするコミッショナーに与えられた裁量権もまた、提供された保護の重要部分なのであった。信用するに値しない会社が登録されるかまたは登録されたままであるならば、将来においてその会社とに預金するかもしれない者たちがその金銭を失う危険を冒すことになることが、コミッショナーにより合理的に予見されえたこ

とは疑いがない。しかし、損害の予見可能性だけでは義務は生じないのであり、また、将来において預金するつもりである者たちは、コミッシヨナーが適切に考慮すべき唯一の者たちとは看做されえない。

原告が問題の会社に預金をする以前においては、原告とコミッシヨナーとの間にはいかなる種類の関係も存在しなかった。原告は、問題の預金受入会社または他の何らかの預金受入会社に預金することを選択したかもしれない多くの香港在住者たちの内の幾人かでしかなかったのである。コミッシヨナーが義務を負っていたと主張されている人々の種類は、そのようなすべての在住者を含むはずである。しかしながら、原告の主張によれば、問題の会社の営業に関する情報であつて、公衆には入手できず、少なくともその会社の安定性に関する重大な疑問を生じさせる情報をコミッシヨナーが入手できたことは真実である。このことは、コミッシヨナーと当該会社およびそのマネジャーとの間に、ドーセツト・ヨット会社事件判決において非行少年再教育施設の看守と少年たちとの間に存在したと判示されたような特別な関係であつて、当該会社およびそのマネイジャーがその会社に後に預金するかもしれない人々に対して財政的損害を与えないようにするために合理的な注意を払う義務をコミッシヨナーに生じさせる

特別な関係が存在したか否か、という問題を生じさせる。

ドーセツト・ヨット会社事件の状況と異なり、本件のコミッシヨナーは、損失および損害を生じさせた者たちの日々の活動を統制する権限を有していなかった。コミッシヨナーは問題の会社が営業を続けるのを止める権限しか有していなかったのである。そうするか否かは明らかにコミッシヨナーの職務の裁量の範囲内にあつたのである。本院の意見では、コミッシヨナーには問題の会社の営業が詐欺的で軽率に行なわれていたことを疑うに十分な理由があつたという状況は、コミッシヨナーとその会社との間に、諸先例において述べられている性格の特別な関係を生じさせるものではなかった。また、本院の意見では、コミッシヨナーと、将来において当該会社に預金することにより財政的損失の危険にさらされることになるかもしれない公衆の内の不確定数の者たちとの間にも、特別な関係は存在しなかった。したがつて、本院は、ドーセツト・ヨット会社事件判決の判決理由を形成する法原理に基づく何らかの注意義務をコミッシヨナーが原告に対して負つていたとは考えない。ダナヒュー事件判決におけるアトキン判事の文言に戻るならば、コミッシヨナーと原告との間には、原告が望む注意義務を生じさせるような密接かつ直接的な関係は存在しなかった。

ヘドリー・バーン会社事件判決およびジュニア書籍会社事件判決は、特定の者に対するものであって特別な関係を生じさせる責任の自発的引受けのいかんによるものであった。ヘドリー・バーン事件判決において、デヴリン判事 (Lord Devlin) は、契約に相当する関係が存在する場合にはいつでも注意義務が存在するという命題に基づき意見を述べている。本件においては、問題の会社の営業に関して、コミッショナーが原告に対していかなる責任の自発的引受けも行なわなかったことは明らかである。しかしながら、預金受入会社会令の効果によりそのような責任がコミッショナーに課せられた、と主張された。本院の考えでは、同令がコミッショナーに課したのは、一般的公益のために預金受入会社を監督する義務であり、公衆の個々のメンバーに対する特別な責任ではない。預金を行なう公衆が全体としての預金受入会社会令が彼等の利益を保護するのにおおいに役立つものであると確信することとは合理的であるかもしれないが、ある特定の会社の健全さの保証としての登録の事実に依拠することは合理的でも正当化されることでもないであろうし、また、そのような依拠があったとしてもそれを認識することをコミッショナーに期待することが合理的であるはずはない。したがって、すべての状況に照らせば、注意義務を生じさせるような特別な関係を

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定 (矢頭)

原告とコミッショナーとの間に定立する傾向があるものとして、依拠について論じている原告の主張を本院は受け入れることができない。

本院の意見では、原告の申立書は、ネグリジェンスを理由とする本件コミッショナーに対する訴訟原因を明らかにしていない。したがって、本院は、公序良俗に関する議論よりもむしろそのことに本判決を基づかせるものとする。

### 第三 解 説

カラン事件貴族院判決<sup>(1)</sup>および後に同判決が考慮されたユエン・クン・ユー事件枢密院司法委員会判決の概要は以上の通りであるが、以下では、主として、両判決がいかなる評価を受けているかについて、特に法律雑誌に掲載された幾つかの評釈または論文を拠り所として検討を加えることとする。

ところで、この英米判例研究のシリーズ<sup>(2)</sup>においては、「住宅建設と地方当局の不法行為責任」を幾度か採りあげてきている。詳細に検討した判決を具体的に挙げるならば、貴族院におけるアンズ事件判決<sup>(3)</sup>およびピーボディ事件判決であり、事実関係に微細な違いがあるとはいえ、カラン事件貴族院判決はそれらの判決と比較されるべきものであり、それらの延長上にあるものである。また、関連判例としては、バツティ

事件控訴院民事部判決<sup>7)</sup>を挙げる事ができる。更に、「住宅建設と地方当局の不法行為責任」に限定せず、不法行為に関する法原則または法原理に着目するならば、この英米判例研究のシリーズにおいては、問題が弁護士のような専門家の職業上の過失であれ、経済的損失に対する注意義務であれ、かなりの頻度でアンズ事件判決の法原則への言及、その分析・検討を行なってきた。

このことは今回紹介した判例にも当てはまる。特に、エュン・クン・ユー事件における両当事者の主張を見る場合には、不法行為法の分野における数多くの判例の法原理が集約されているような感じを得る。このことが同判決をできるだけ詳細に紹介した理由である。とはいえ、そこに示されている法原則の複雑な絡み合いまたは抵触すべてをここで分析する訳には行かない。それは本解説の域を越えるものとなるであろう。しかし、「歴史的視点から、ある判決の判決理由は、三段階で見ることが有益でありうる。第一の段階は、判決直後の時期で、判決にはその事件自体の諸事実<sup>8)</sup>に照らしてのみ見られる傾向がある時期に始まる。第二の段階は、その判決が広く従われて適用されてきている時期で、その最初の判決に従ったとされてきている諸判決を包含する一つの法原理の形でその最初の判決の判決理由を述べようとする試みがなされる

時期に始まる。第三の段階は、最終上訴裁判所が、最初の判決の法原則の多かれ少なかれ最終的で權威的な基礎を与える時期に始まる。」という思慮深い意見に基づき、本解説では、アンズ事件判決の扱われ方、つまり、同判決に対する裁判所の姿勢の変化を、判例の流れに沿って概観することとする。とはいえ、アンズ事件判決は、独立のものとして唐突に登場してきた訳ではなく、そこには同判決に至るまでの判例の流れがあるのであるから、まず、同判決の歴史的背景から概観することとする。

#### 一 アンズ事件判決の歴史的背景

アンズ事件判決の法原則と言われるものは、ウィルバーク・オース判事が述べた

「第一に、不法行為を行ったと主張されている者と損害を被った者との間に、前者の側の不注意が後者に損害を生じさせやすいかもしれないと前者が合理的に予期できるほどの近接性または隣人関係が存在するか否かを問わなければならない。これが存在すれば一応の注意義務が発生する。第二に、第一の問題に肯定的な回答が与えられるならば、注意義務、もしくは、その義務の対象となる人の種類もしくはその義務の違反が生じさせるであろう損害の範囲を否



定、縮減または限定するはずである考慮事由が存在するか否かを考慮することが必要である。<sup>(9)</sup>

という意見であるが、同判事は、その前に、「貴族院におけるダナヒュー対ステイーヴンソン事件、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件および内務省対ドーセット・ヨット会社事件<sup>(12)</sup>の三判例を通じて見ると」と述べている。アンズ事件判決の淵源の一つということができるダナヒュー事件判決においてアトキン判事が述べた意見であって、現代のネグリジェンス法の基礎となっている有名な「隣人原則」<sup>(13)</sup>は、

「隣人を愛すべし」という原則は、法的には、隣人を侵害するべからずとなる。そして、誰が私の隣人であるか、という法律家の問いには、制限的な回答が与えられる。あなたは、あなたの隣人を侵害しそうであるとあなたが合理的に予見しうる行為または不作為を避けるために、合理的な注意を払わねばならない。では、法的には、誰が私の隣人であるのか。その答は、私の行為により非常に密接かつ直接的な影響を受けるので、私が問題とされる行為または不作為を行なおうとする時に、そのような影響を受けるものとして合理的に考慮すべき者である、というものであるように思われる。」<sup>(15)</sup>

というものである。この原則は後に、ネグリジェンスを理由

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

とする損害賠償請求が既存の先例に限定されておらず、新たな諸状況に適合するために拡張しうるものであることを定立するものと看做され、結果的に数多くの事件において採用されることになる。しかし、ダナヒュー事件貴族院判決自体は三対二の際どい判決であり、その少数意見は怒りに満ちたものであった。<sup>(17)</sup>また、この隣人原則は、本来的には「傍論」<sup>(18)</sup>であり、広範に過ぎるという批判があつたものである。したがって、ダナヒュー事件貴族院判決が下されてからしばらくの間においては、同判決の判決理由が同事件の諸事実に照らしてのみ見られたこととあいまって、多くの事件において、原告に対する侵害が合理的に予見可能であつたにも拘らず、何ら義務が存在しないと判示されたのであつた。<sup>(19)</sup>つまり、ダナヒュー事件貴族院判決以前およびその後のしばらくの間の法の状況は、異なる種類の活動に関しては異なる種類の注意義務が負わされるといふものであつた。例えば、公道上の者、危険物を使用する者および業務の過程にある専門家には、異なる注意義務が要求されたのである。<sup>(20)</sup>

しかしながら、この隣人原則は、傍論でありながら、また、広範に過ぎるという批判があり続けたにも拘らず、文脈から取り出されて民事責任の淵源になってしまふのである。それには、少なくとも、次のような法的要因と社会的要因があつ

たと考えられる。

不法行為においては因果関係 (causation) が責任の基礎である。厳格責任に関する狭い範囲の諸事案においては無過失であっても責任を負わされることがありうるが、一般に、人が損害に対して法的に責任を負わされるのは過誤 (fault) がある場合のみである。過誤が認定されうるのは、侵害を生じさせる意思 (intention, will) を理由とする場合、または、ネグリジェンス (negligence)、すなわち、人の行為における注意の合理的標準を維持することができないこと、を理由とする場合である。一般的に、故意に生じさせられた侵害を理由とする訴訟は、例えば、暴行、不法監禁、悪意訴追および詐欺的不実表示のような幾つかの特定の不法行為の範囲内においてのことであるが、故意の不法行為すべてを説明する優越的な一般的法原理がウィルキンソン対ダウントン事件判決<sup>(22)</sup>においてライト判事 (Wright J.) により述べられていたのである。この法原理は、「有形的侵害を生じさせそうな行為であつて、かつそれを生じさせる行為を故意に行なう場合には、その行為は、それに対して正当化事由が主張されえないときには訴えうる」というものである。この法原理は、法により認められるすべての種類の侵害を含むようにより広義に述べようとするならば、そうすることが可能なものである。故意に

生じさせられた侵害が既存の範囲のいずれにも適合せず、その侵害を生じさせることを正当化するもつともな理由が存在しない場合には、裁判所は新たな不法行為を創設するためにこの一般的法原理に立ち返ることができたのである。ダナヒュー事件貴族院判決において、アトキン判事は、ウィルキンソン事件判決でライト判事が新たな訴訟原因が扱われる場合の一般的法原理を定立した方法に類似した様式で、ネグリジェンスに関する大部分の事案の基礎となる一般的法原理を述べたのである。<sup>(24)</sup>つまり、ネグリジェンスの場合には、侵害を生じさせることが、法的に認められた注意義務の違反を構成するか否か、また、構成しないならば、それがダナヒュー事件判決の一般的法原理の範囲に入るか否か、を問えばよいことになる下地ができたのである。

社会的要因としては、化学薬品が関係した衣服や毛染といった物品、自動車やエレヴェイターといった工業製品の普及が挙げられる。この点に関しては、特にダナヒュー事件貴族院判決に端を発した法の展開として、欠陥車の走行を防止することの社会的重要性という正当化事由に基づき中古自動車業者にネグリジェンスの責任を負わせて、対象(即ち、物品)の範囲を拡大し、かつ、責任を負う者の範囲を拡大したアンドリユース対ホプキンソン事件判決<sup>(25)</sup>を例として挙げれば十分

であろう。

ここで重要なのは、第一に、この時点までは、基本的には、「ある特定の状況において注意義務が生じることを証明するためには、その状況の事実を注意義務が存在すると判示されている従前の事実に当てはめる」ということを裁判所が行なってきたということである。したがって、アンドリユース事件判決が下された時点では、

「……隣人原則の重要性が、その支持者と反対者の両方により過度に強調されてきている。この原則は、ネグリジェンスに関する考えられるすべての事件を説明する一般原則であるように意図されたのではなく、また、そのように扱われることは適切ではありえない。かなり高度の抽象概念においてさえ、この原則は、適用されるためにはかなりの制限と但書を必要とする。実際、この命題が、維持することができない以上に大きなものであることが非常に明らか重要性を有することを求められたことは、この国における不法行為法に関する思考の貧困さを示すものである……」<sup>(27)</sup>という批判がなされている。

第二に、第一の事項に関連することであるが、この時点における政策的考慮事由の役割である。裁判所は、法の断片的発展という大きな影響により、義務状況外の範疇の事件にお

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

いては、政策的考慮事由を頼りとして新たな義務を控え目に創設したのであった。つまり、政策的考慮事由は、義務および責任を拡大するための道具であったのである。

このような批判や裁判所の傾向があったにも拘らず、ダナヒュー事件判決の法原理（傍論）は、コモン・ロー上責任が存在しない諸状況をカヴァーするために徐々に用いられたのである。例えば、貴族院は、契約が存在しない場合には不動産の危険な状態に対する責任を建築業者および地主が免れた一連の判決を覆す際に、ダナヒュー事件判決を動産に対してばかりでなく不動産に対しても適用したのであった。<sup>(28)</sup>この新たな傾向の延長上にあり一つの段階を画するものとして、アンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事の意見に登場するヘドリー・バーン会社事件貴族院判決が存在する。ヘドリー・バーン会社事件判決において、ダナヒュー事件貴族院判決は、限られた場合（契約に相当する特別な関係が存在する場合）であるとはいえ、専門家の過失不実表示から生じる経済的損失に対する責任を拡大するために用いられたのである。<sup>(29)</sup>

その後、裁判所のアプローチは、各々の種類の状況または関係のための特定の注意義務を確認するというものから、「隣人原則」において述べられた一般的注意義務を出発点とするものへと徐々に変化する。この点に関しては、多くのコモン・

ロー諸国において採用されている占有者の責任に関する立法におけるような制定法の改正もこのアプローチの変化に貢献した<sup>(32)</sup>、と言われている。このアプローチの変化を最初に明確に示した陳述がなされたのが、ドーセット・ヨット会社事件貴族院判決である。同判決において、リード判事は、いかにして「隣人原則」が新たな状況に適用されるべきかについての指針として、

「……アトキン判事の意見の中の有名な一節は……法原理を述べたものと看做されるべきである。……その言葉は、制定法上の定義であるように取り扱われるべきではない。それは、新たな諸状況においては修正を必要とするであろう。しかし、それ（隣人原則）は、それを排除するための何らかの正当化事由または妥当な説明が存しない限りにおいて適用されるべきである、と述べることが可能であり、また、そう述べるべき時が来ている……」<sup>(33)</sup>

と述べている。この事件において、貴族院は、内務省の官吏（看守）と損害を生じさせた非行少年再教育施設の少年たちとの間の「特別な関係」を理由として、内務省と原告との間には十分な近接関係があると考え、そして、内務省にネグリジエンスの責任を負わせることが公序良俗に反するものでありうることを認めながらも、この公序良俗という考慮事由を退

けたのである<sup>(34)</sup>。

このような方向に進んだ理由としては、不法行為責任の伝統的判断基準、すなわち、①被告が原告に対して注意義務を負っていたか否か、②この義務に対する違反があったか否か、③原告が損害または損失を被ったか否か、④この損害または損失が被告の義務違反により生じさせられたか否か、に関して疑問を生じさせる判例の存在が挙げられる。つまり、不法行為としてのネグリジエンスの主張に反映されているこれらの問題は、本来的には一つの問いであるものを幾つかの独立した区画に分けてしまっているが、実際のところ、かかる区分は表面的なものでしかないのではないか、という疑問が存在するのである<sup>(35)</sup>。この疑問に関連して、デニング記録長官判事（Lord Denning, M.R.）は、スパークン鉄鋼合金会社対マートイン（請負）会社事件判決<sup>(36)</sup>において、「折に触れ、私は『義務がなかった』と述べる。また別の時には『当該損害との間に相当因果関係がない』と述べる。それだけに、非常に捉えどころのないものであることが明らかになっているそれらの基準を捨てざる時が来ていると考える。」と述べ、結果として、ドーセット・ヨット事件貴族院判決におけるリード判事の意見を是認している<sup>(37)</sup>。

以上のような過程を背景として、アンズ事件判決において、

貴族院は、制定法により定められた住宅供給関係機関がその監督下にある財産(不動産)の購入者に対して負う注意義務を拡大することにはやぶさかではなかったのである。アンズ事件判決それ自体は、ほぼ裁判官全員一致のものであったが、すべての人に大喝采で受け入れられた訳ではなかった。しかし、同判決がダナヒュー事件貴族院判決と共に始まった注意義務の拡張傾向に多大な貢献をしたことには疑いが無い。

## 二 アンズ事件判決の影響

アンズ事件貴族院判決においてウィルバーフォース判事により述べられた二段階基準は、それまでのディレンマを解決するように思われ、また、裁判所はこれを注意義務の存否の決定的な基準として捉えたのであった。この基準が適用された判決は、その最初のものであるバッティー事件控訴院判決以降、数多く存在するが、それらの中で重要なものは、ロス対カウンターズ事件<sup>(40)</sup>、高等法院衡平法部判決、マクロクリン対オブライアン事件<sup>(41)</sup>、貴族院判決およびジュニア書籍会社対ウィッチ会社事件<sup>(42)</sup>、貴族院判決であろう。これらの判決は、アンズ事件判決においてウィルバーフォース判事が概説した「一応の注意義務」という法理が、明らかに、その事件の諸事実に限定されておらず、私人と公的機関との間ばかりでなく私人

間の諸関係にまで及ぶものであることを例証している。

ロス事件判決において、メガリー副大法官(Sir Robert Megarry V.C.)は、アンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事の「一応の注意義務」という法理を明示的に適用して、ソリスターに対して、遺言の受益者の配偶者が遺言書の署名の証人の一人であったために無効となったその遺言の下における贈与の全額を支払うように命じた。この段階で、個人は、たとえ損失を被る者が契約当事者ではないとしても、契約の不遵守から生じる財政的損失を理由として訴訟を提起できるかもしれない状況となったのである。<sup>(43)</sup>ここで興味深いのは、ソリスターは依頼者または利害関係を有する第三者に対して専門職業上の注意義務を負い、その義務に違反した場合には不法行為責任を負う、という同様の趣旨のミッドランド信託銀行対ヘット・スタッフス・アンド・ケンプ(ソリスター事務所)事件<sup>(44)</sup>、高等法院衡平法部判決が存在しており、そして、アンズ事件判決と同時期のものであってアンズ事件判決に言及することがそれほどなかったミッドランド信託銀行事件判決<sup>(45)</sup>と後のロス事件判決<sup>(46)</sup>とは推論が著しく異なっていることである。このことは、ロス事件判決においてアンズ事件判決の二段階基準が注意義務の存否を決定するものとして重要であることが認識された結果と見ることができるといえる。

マクロクリン事件判決およびジュニア書籍会社事件判決は、アンズ事件判決の二段階基準が全盛を極めた判決であると考えられる。つまり、貴族院が、大胆にも、不法行為法における最も疑わしい二つの領域において、注意義務を定立するためにこの基準を用いて救済の範囲をさらに拡張した、と言われているのである。<sup>(46)</sup>

マクロクリン事件判決においては、ナーヴァス・ショックの問題が考慮され、貴族院は、原告と被告との間には政策的考慮事由により否定されないほどの十分な近接関係が存在することを認めて、侵害の合理的予見可能性を基礎として、原告にナーヴァス・ショックを理由とする損害賠償請求を認めたのであるが、ウィルバーフォース判事は「究極的には、ネグリジェンスの行為に対する人の責任の範囲は、政策の問題として決定されねばならない。」と認めている。<sup>(47)</sup><sup>(48)</sup>

ジュニア書籍会社事件判決においては、純粹な経済的損失に対する損害賠償が考慮され、貴族院は、当事者間には損害が合理的に予見されうるほどに十分に密接な関係が存在することを認め、また、損害賠償請求が認められることになれば「水門」が開かれることになるという公序良俗に基づく被告側の主張を退けたのであった。<sup>(49)</sup>「水門論」とは、注意義務を拡大することにより被告に「不確定の種類の人々に対する不確定

の期間にわたる不確定の量の責任<sup>(50)</sup>」を負わせることになるという懸念を表明した従来からの有力な反対論であるが、これに対して、フレイザー判事 (Lord Fraser of Tullybelton) は、「この半世紀の間の法の発展の歴史は、水門論により喚起された懸念には根拠がなかったことを示している。」と述べている。<sup>(51)</sup>

この段階では、ネグリジェンス法の責任の基礎が、損害を過失により生じさせることに対する責任という基礎から、損害を妨げる義務へと移行してしまっているのである。したがって、アンズ事件判決の法原則にとって明確にすることができない領域は存在しないように思われたのであった。<sup>(52)</sup>この段階でのネグリジェンス法の状態は、侵害がネグリジェンスにより生じさせられたことの立証責任が原告に課せられてはいるが、被告は、事件の状況がネグリジェンス法が適用されない「例外」であることを証明できなければ、損害賠償金を支払わねばならない、といったものであったように思われる。その場合の「例外」は、明確なものとしては、次のものしかない。

①あらゆる民事訴訟に適用される一般的免責。例えば、外交官特権、裁判官が裁判過程に関与することから生じる民事の損害賠償請求訴訟に対して裁判官が有する免責、並びに、

ロンドン対ワースリー事件貴族院判決およびサイフ・アリ対シドニー・ミッチェル・ソリシター事務所事件貴族院判決が示しているようにイギリスにおいてバリスターがネグリジェンス訴訟に関して有しうる免責。

②制定法により定められたもので、いかなる不法行為訴訟に対しても適用されうる免責。

その他の未決または不明の領域については、次のことが述べられる。

③歴史的に見て、幾つかの裁判所は、潜在的に責任があるというまさにその事実が裁量的判断の行なわれうる方法に影響しそうである状況においてその判断を行なうことを要求される一定の官吏または人、例えば、在監人を釈放する刑務所所員、仲裁人、および、学生の進級に際しての大学教授に対してネグリジェンス訴訟の免除を認めてきている。しかし、この問題に関しては先例があまりないこととアレクサンダー・アプローチからすると、将来において、裁判所が、隣人原則に対するそのような例外を完全に排除してしまいか、そのような例外の範囲を大きく制限するであろうことは、非常にありうることである。

④過失不実表示から生じる経済的損失に対する責任は一般

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

的に存在せず、ヘドリー・バーン会社事件判決は、特別な関係から生じる例外として歴史的に認められてきているものに加えられる例外である、と考えられていたが、同判決が頻繁に適用されるので、どの場合が一般原則でどの場合が例外であるかは未決の問題である。

⑤ドーセット・ヨット会社事件判決におけるリード判事およびアンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事は、純粋な経済的損失がダナヒュー事件判決の一般的法原理に対する例外であるとの立場を採っているが、ヘドリー・バーン会社事件判決におけるデウリン判事は、ネグリジェンス法の適用に関する限り、有形的損害と純粋な経済的損失との間には区別がない、との立場を採っており、ジュニア書籍会社事件判決においてはこの後者の立場が採られている。したがって、純粋な経済的損失はダナヒュー事件判決に対する例外ではないかもしれない。

⑥ダナヒュー事件判決の法原理は瑕疵ある産品それ自体の価値の減少またはその修理費には適用されない、と一般的に考えられていたが、これは、ダットン事件判決<sup>(36)</sup>、アンズ事件判決およびジュニア書籍会社事件判決の結果として、もはやイギリスにおいては法ではないかもしれない。

以上のように、責任と救済の範囲が拡張されたネグリジェ

ンス法であつたが、この段階で、次のような批判がなされている。

「アンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事の一応の注意義務という法理は、失当行為と不作為との間の区別を無視して、義務の存在を前提とし、その義務の違反が補償に対する権利を生じさせるとしている。したがつて、その義務は正当化される必要がないのである。その場合において必要とされるのは、被告が行なわなかつたことを行なうべきであつたということ、したがつて、正当化されない一応の義務が肯定されるということ、公序良俗という漠然とした語を着せられた功利主義的計算、経済的分析、公正さに関する政治的観念、または、正邪に関する宗教的感覚に照らして証明することのみである。

……不法行為責任の基礎に根本的な変化を生じさせるものであり、重要な経済的、社会のおよび政治的結果を及ぼすことが避け難いであろう。……義務の存在が、前提とされているので、民事の義務の十分に承認された根拠に関連する先例または法原理に照らして正当化される必要がないという点で、この法理は、裁判所が民事責任の創設に関して裁量権を行使できるようにする工夫なのである。その代わりに、コスト負担に関する究極的争点が、義務の存在と

いう法的問題から、注意の標準という事実問題へと移されるのである。このことは、政策により否定されるそのような一応の注意義務についての圧倒的な主張によつてのみ、裁判所がこの時点で原告の主張を退けるであろう、ということの意味している。裁判所の立場からすれば、(制定法または先例により否定されない限りにおいて)注意義務を認めて事実に関する本案へと移る方がはるかに容易なのである。事実認定の段階では、裁判所は(証拠に見合ったものであることを前提として)その結論を正当化することを強いられないのであり、事実認定に関するその裁量は事実上異議が申し立てられないものである。

侵害を妨げる被告の財力、すなわち、被告が生じさせたのではない侵害を個々の被告が容易に妨げることができたであろうということ、といった諸要素すべてが、一応の義務という法理が遵守される場合にはいつでも、責任の重要な決定要因となるであろう。裁判所には、ネグリジェンスの責任の焦点を義務に関する争点から事実に関する争点へと移すことを支持する傾向がある。……このことは、争いの法的結果の見通しをより困難なものとして、そして、これは多分、訴訟の増加につながるであろう。……」<sup>(58)</sup>

ネグリジェンス法は、ジュニア書籍会社事件判決の後に、



この批判を受け入れたかのように、その潮流を変えたのである。この変化が起きたように思われるのが、貴族院と常見が一致していた訳ではないが断固たる決意により結果的には勝利を得ることが通例であったデニング記録長官判事の引退後間もなくであったということは、全くの偶然ではないかもしれない。<sup>60</sup>

### 三 アンズ事件判決の衰退

アンズ事件判決に対する姿勢における変化の始まりを示したのは、ピーボディ事件貴族院判決であった。この事件は、「住宅建設と地方当局の責任」が問題となった点で、アンズ事件との詳細な比較を行なうことができるものであるが、ここでは詳述しない。ピーボディ事件判決において、貴族院は、アンズ事件判決の基準を再び是認したが、損害賠償請求が認められるべきであるという政策に基づく主張を退けたのである。<sup>61</sup>しかしながら、キース判事 (Lord Keith of Kinkel) は「最近の幾つかの判決では、(アンズ事件判決における) これらの文章をそれ自体で決定的な性格を持つものとして扱う傾向があった。これは抵抗しなければならない誘惑である。各々の事件で本当に問題となるのは、特定の被告が特定の原告に対して主張されている範囲の注意義務を負っていた

か否か、そして、被告が原告に結果として損失を生じさせるその注意義務違反をしたか否かである。」<sup>62</sup>

と述べ、さらに、被告が特定範囲の注意義務を負っていたか否かを決定する際に重要であるのはその義務を負うべきことが「正当かつ合理的」(fair and reasonable) であるか否かである、と述べて、一応の注意義務を認めてから事実に関する本案へと移るという容易な手法を裁判所が採ることに警告を發したのである。

このキース判事の言葉は、エイリアクモン号事件貴族院判決<sup>64</sup>においては是認された。この事件における基本的問題は、財産に対する契約上の権利のみを有する原告に対して、当該財産に損失または損害が生じた場合に、損害賠償請求権を与えるような注意義務を負うか否かであった。これらの状況においては注意義務が確立されていないのでアンズ事件判決の基準が参照されるべきであると主張されたが、ブランドン判事 (Lord Brandon of Oakbrook) は

「アンズ事件判決における当該一節は、ネグリジェンス法における注意義務の存否および範囲についての普遍的に適用可能な基準を提供するものではなく、また……そのような基準を提供するものとしてウィルバーフォース判事により意図されたものではない。」<sup>65</sup>

と述べて、ピーボディ―事件判決におけるキース判事の意見を肯定し、さらに、

「ウィルバーフォース判事が扱っていたのは、注意義務が存在すると既に判示されていた何らかの事実状況に類似していない新たな類型の事実状況における注意義務の存否および範囲に関する問題に対するアプローチである。同判事は、注意義務が存在しないと繰り返し判示されていた事実状況における注意義務の存否に対しても同一のアプローチが採られるべきである、と述べていたのではない。」<sup>65</sup>

として、アンズ事件判決前に確立されていた法を再主張したのである。<sup>67</sup>

アンズ事件貴族院判決のこのような扱われ方の変化の状況の下で、カラン事件判決は下されたのである。

#### 四 カラン事件判決

カラン事件は、「住宅建設と地方当局の責任」が問題となつた点で、アンズ事件およびピーボディ―事件と比較しうるものである。しかしながら、訴訟原因の構成がコモン・ロー上のネグリジェンスを理由とするものであるのか、または、制定法上の義務に対する違反を理由とするものであるのか、それとも、選択的にそれらの両方を理由とするものであるのか、

は明らかではない。<sup>68</sup> カラン事件の事実関係を見れば、原告は、住宅所有者であり、原告が被った損害は、再建築の費用であり、また、主張された被告住宅供給行政部の過失は、改善補助金交付の決定であつた。これらの事実は、アンズ事件およびピーボディ―事件の事実と異なる要素を含むものではあるが、少なくとも、貴族院の段階でのカラン事件の問題は、住宅供給行政部が、原告である住宅所有者に対して、建築工事が瑕疵のない方法で行なわれるようにする注意義務を負うか否か、へと凝縮されている。

この問題に対して、第一審のカーズウェル判事は否定的な回答を与えた。同判事が最も重視したように思われる一つの要素は、原告が拡張工事後に住宅を購入していたにすぎないという事実であつた。同判事は、

「……改善補助金の受取人にとつての権原継承者（住宅の後の所有者）を損失を被らないように保護することは、住宅行政部の職務ではない。職務……は、既存の住宅が改善されることおよびその目的のために改善補助金が交付されることを確保することである。……住宅の改善が納得できる形で行なわれているという前提に基づきその住宅を購入したならば損失を被るかもしれない後の所有者に対する責任を住宅行政部に負わせることが、法の政策……とは考えられ

ない。<sup>(69)</sup>」

と述べている。裁判官は事件の事実に則して判断を下せば十分なのであるから、何ら問題はないのであるが、同判事は、同行政部が元の住宅所有者に対してならば注意義務を負うか否かを明らかにしていない<sup>(70)</sup>。

この第一審判決は、北アイルランド控訴院により覆された。同裁判所の判決を言い渡したギアスン判事は、住宅供給行政部が建築工事を監督もしくは検査する義務を有していたかまたはそのような職務を引き受けていたことを前提として、

「国会が補助金交付を命じる際に意図した目的は、住居の所有者兼占有者を、財政的にばかりでなく、その者による占有がその者……にとってそれまでよりも有益なものとなるということ……保証することによって、助けることであつた。当該行政部の……怠慢によって、その目的が達せられない……場合には、所有者兼占有者に対して負っている注意義務の違反があつたのであり、その者には……アンズ事件判決において示された基準に沿って、損害賠償金を受ける権利があつたであらう。損害が後の所有者の占有期間中に……明らかになる場合には、損害賠償請求権を有するのがその所有者であることも……アンズ事件判決の推論から明らかである。」<sup>(71)</sup>

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

と明確に述べ、アンズ事件判決が適切な判例であることを当然のこととして同判決に全面的に依拠し、実質的には、住宅供給行政部が原告に対して注意義務を負っていたことになると判示している。<sup>(72)</sup>

しかしながら、貴族院において、ブリッジ判事は、アンズ事件判決を覆すものではないということを強調しながらではあつたが、同判決の法原理を痛烈に批判したのであつた。この点に関して、同判事は、

「貴族院によるネグリジェンス法の発展において、アンズ事件判決は、ダナヒュー対ステイヴンソン事件判決におけるアトキン判事の意見に由来する隣人原則を、注意義務を排除する明確な考慮事由がない限り、当該義務がそこから常に引き出されうる一般的に適用される原則へと引き上げる傾向の高まりを示しているといえる。」<sup>(73)</sup>

と述べ、また、先に紹介したピーボディ事件判決におけるキース判事の意見を是認した上で、アンズ事件判決が控へ目に適用されるべきであると述べているオーストラリアの判決を是認している。<sup>(76)</sup>そして、ブリッジ判事は、住宅供給行政部の責任に関しては、アンズ事件を区別して、「……承認した補助金の支払いを拒絶することによってのみ行使しうる注意義務を当該行政部が建物所有者に対して負っていると判示する

ことは……奇怪な結論である……」<sup>77</sup>として、その後、一九七六年住宅供給（北アイルランド）令第六〇条にきつちりと焦点を当て、次のように述べる。

「住宅供給令第六〇条第五項が、当該行政部に対して、工事が適切に行なわれたと納得しない場合には補助金の支払いを留保する権限を与えている一方で、補助金の与えられた工事は適切に行なわれたと納得する義務を課している限りにおいて、そのような何らかの義務を課する目的が、公的財源の保護であつて、補助金の受領者または権原継承者（後の住宅所有者）の保護ではないことは、明白であるように思われる。」<sup>78</sup>

住宅供給行政部が原告である住宅所有者に対して注意義務を負わないという同判事の結論は、この狭い根拠に基づくものであり、また、住宅供給令およびその目的に関する同判事の解釈に特定の由来するものなのである。<sup>79</sup>

ここで当然のように、「隣人原則」または自動車運転者が歩行者に対して負う義務のようなコン・ロー上の通常の注意義務はどうなったのであろうか、という疑問が生じる。この点について、アーンハイムは次のように述べている。

「……カラン事件において、住宅に対する拡張工事の住宅供給行政部による承認により密接かつ直接的な影響を受ける

者としては、その住宅の現在または後の所有者以上に影響を受ける者がありえたであらうか。……ダナヒュー事件判決に照らして言えば、当該行政部が原告に対して実際に注意義務を負っていたことには疑いの余地がありえない。」<sup>80</sup>

ところで、ブリッジ判事は、自己の判決を狭い根拠に基づかせたのであり、原告の住宅に対する拡張工事における瑕疵の性格または程度について詳細を述べることがなかったのであるから、同判事がカラン事件を純粹な経済的損失の事案と考へていたか否かは不明である。しかし、カラン事件が純粹な経済的損失の事案と看做されたならば、原告の請求が退けられる可能性はあつたであらうと考へられる。純粹な経済的損失の場合には、注意義務は、現在では、当事者間に「非常に密接な近接性または関係」が存在する状況においてのみ生じると考へられていた。加えて、ミューアリッド事件判決<sup>81</sup>が示しているように、原告は、被告が原告に対する直接的責任を自発的に引き受けていると裁判所に判示させるほどに、被告に大きく依拠していなければならぬ。アーンハイムは、これらを、実際、「苛酷な判断基準」であり、主として、ジュニア書籍会社事件貴族院判決を同判決自体の諸事実に限定するように意図されたものである、としている。<sup>82</sup>また、有形的損害に付随して生じる経済的損失が損害賠償請求の対象に含ま

れうることに關して、アーンハイムは、カラン事件が純粹な經濟的損失の事案であらうか、との疑問を提示した上で、カラン事件において實際に誰も傷害(有形的侵害)を被ることがなかったことはほとんど問題とならないとしている。つまり、「…住宅に対する改善の当該行政部による承認にとって、その住宅の占有者の健康と安全というものの以上に重要な判断基準としていかなるものがありえたであらうか。…たとえ瑕疵ある工事の当該行政部による承認によりいかなる傷害も生じさせられることがなかったとしても、傷害の危険が増大されたと考えられるべきであり、このことは注意義務の基礎としては十分なものである」<sup>(83)</sup>。

次に、コモン・ロー上の通常の注意義務と並列して存在するものとして、過失なく制定法上の義務を履行するというコモン・ロー上の義務が検討されねばならない。かかる義務の並存は、「人が制定法上の義務の履行に際して不注意であり、結果として、その者が自己の義務を適切に履行したならば生じなかったであろう損害を公衆のメンバーに生じさせる場合には、その者は責任を負いうる」<sup>(85)</sup>、というドーセット・ヨット会社事件判決におけるリード判事の意見により明らかにされており、また、この法理は、アンズ事件判決において適用さ

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定(失頭)

れている<sup>(86)</sup>。

カラン事件においては、「住宅供給行政部は、改善補助金の申請が関連する住居…が関連工事の完了に際して要求されている標準に達しないであらうと考える場合には、当該申請を承認しないものとする。」と述べている一九七六年住宅供給令第四七条第二項が関連する。この義務は誰に対して負うものであるかに關して、アーンハイムは、ドーセット・ヨット会社事件判決におけるリード判事の意見に基づけば、この義務は制定法上の義務の不注意な履行の結果として損害を被りそうであるあらゆる者に対して負うものであり、それらの者にはカラン事件の原告が含まれるはずであると述べる<sup>(87)</sup>。また、リード判事のこの法理は、制定法上の義務の履行における過失に対してばかりでなく、制定法上の権限の行使における過失に対しても適用されうるのである。被告地方当局が問題の建築工事を検査するいかなる義務も負っておらず、単にそうする権利を有していたにすぎなかったアンズ事件において、ウィルバーフォース判事は、この法理を適用するに際して、「…市が検査義務を負っていないと述べることは、事態の十分な説明とはならない。市は、検査すべきか否かという問題を適切に考慮する義務を負っているのである」<sup>(88)</sup>と述べている。アンズ事件における地方当局(市)が検査義務を負って

らず、カラン事件における住宅供給行政部が検査義務を有していたことには疑いがないという点からすれば、実際のところ、アンズ事件の原告よりもカラン事件の原告の方が有力な論拠を有していたと言いうるであろう。<sup>(89)</sup>

ところで、ブリッジ判事は、カラン事件判決の締めくくりにおいて、「良識の命じるところ、および、何が公正かつ合理的であるかに関する考慮により、本件の行政部が原告に対して負うものであるいかなる注意義務も課すことに反対する方向が示されることは明白<sup>(90)</sup>」である、と述べている。この意見は、「理性と良識により直ちに方向が示される場合には、政策は発動される必要がない。」<sup>(91)</sup>というドーセット・ヨット会社事件判決におけるモーリス判事の傍論に由来する。<sup>(92)</sup>しかし、この傍論は、先に述べたように、内務省にネグリジェンスの責任を負わせることが公序良俗に反するものでありうることに關して、この公序良俗という考慮事由を退けるために述べられたものである。いわば、ブリッジ判事は、「公正かつ合理的」という基準を逆手にとったと言いうるのかもしれない。この点で、ブリッジ判事の判決は、コモン・ロー上の注意義務に関する説明が不十分であるように思われる。これに關して、アーンハイムは、ブリッジ判事が「何が公正かつ合理的であるかに関する考慮」により導かれることがなかったとしても

政策的理由で同一の結論に達したであろうと示唆していたように思われる、と述べ、さらに、貴族院におけるカラン事件の問題点がそのような強い感情を呼び起こすものであった理由を理解することは困難である、と述べている。<sup>(93)</sup>このことは、カラン事件判決において注意義務の存在が認められなかったとはいえ、裁判所が注意義務の存在を認めているながら被告の責任を認めない法の状況に立ち返ろうとしているのか否かという問題に關連する。これに關して、アーンハイムは、ポレミス事件控訴院判決に見られる「因果關係論」(相当因果關係)、すなわち、二つの出来事の間直接的な因果關係の連鎖の存在、という適切で論理的なアプローチが、ワゴン・マウンド号(第二)事件枢密院司法委員会判決<sup>(95)</sup>において、既に注意義務の存否のための基準であった「合理的予見可能性」という信頼性のない基準に取って代わられたことを指摘した上で、

「デニング記録長官判事が、公序良俗という考慮事由に……基づいた諸判決において……混乱状態を脱した一方で、ブリッジ判事は、カラン事件判決において理性と良識に導かれることを求めたのであった。……両判事の回答は、不法行為としてのネグリジェンスの全構造が何と不安定な基礎に依拠しているのかを明らかにしている。」<sup>(96)</sup>

と結論づけている。

カラン事件判決においては、アンズ事件判決を覆すものではないことが強調されていることから、法に対するアプローチがより制限的で気弱なものである傾向が見られるとはいえ、将来の原告の観点からすれば、以前よりも、正義が達成されることが少ないばかりでなく確実性が大きくない状態となった<sup>97)</sup>、と言えそうである。

この時点で、アンズ事件判決内で残存するものがどれほどあったのであろうか。実際、ユエン・クン・ユー事件における原告側の主張は、アンズ事件判決の地位に関する意見の不一致がそれほど減少していないことを示している。

## 五 ユエン・クン・ユー事件判決

ユエン・クン・ユー事件において決定されるべき問題は、香港の預金受入会社のためのコミッショナーが、預金受入会社令に基づき監督権限を有する場合に、同令に基づき登録された会社に預金した金銭を失った預金者たちに対して注意義務を負うか否かであった。

勿論 ユエン・クン・ユー事件の最終上訴審は枢密院司法委員会に係属したので、イギリスのいかなる裁判所も枢密院の「助言」により拘束されえないという原則により、同事件

枢密院判決はイギリスの裁判所を厳格に拘束するものではない。しかしながら、イギリスの裁判所がワゴン・マウンド号（第二）事件枢密院判決を因果関係に関する権威的判決（先例）としてすぐさま受け入れたことから推測できるように、ユエン・クン・ユー事件枢密院判決は貴族院判決と同様の影響を与えうるものである。

ユエン・クン・ユー事件枢密院判決を下したキース判事は、貴族院がアンズ事件判決の基準を但書付きで扱ったピーボデー事件判決、エイリアクモン号事件判決およびカラン事件判決に言及し、この基準が「それが値するよりも大きく、またその著者が意図したよりも大きな重要性を認められてきている<sup>98)</sup>」という見解を是認した。同判事は、この基準が誤解されてきており、アトキン判事が述べた「近接性」から「政策的考慮事由により制限されうる侵害の単なる予見可能性<sup>99)</sup>という要件」へと力点が移っている、と考えたのである。また、キース判事は、カラン事件判決におけるブリッジ判事の姿勢を更に一歩進めて、アンズ事件判決の基準が稀な事案においてのみ用いられるべきである、と述べている<sup>\*1)</sup>。これは、キース判事が、非常に稀な場合を除いて「政策」がそのような重要な役割を果たすことが意図されていない、と考えたことを意味しているのであり、したがって、将来においては、アンズ

事件判決の基準はすべての状況において注意義務の存否にとつての適切な指針である訳ではなく、当事者間に注意義務を生じさせるような密接かつ直接的な関係が存在するか否かが強調されねばならないという訳である。<sup>\*2)</sup>

ユエン・クン・ユー事件枢密院判決自体の論理構成は、次のようなものである。信用するに値しない会社が登記されたままであることが許されるならば原告に損害が生じうることは、コミッショナーにとって合理的に予見可能であった。しかしながら、損害の単なる予見可能性により注意義務が生じるのではないのであり、ドーセット・ヨット会社事件またはヘドリー・バーン会社事件のいずれかに類似した関係が存在しなかったので、原告による損害賠償請求は認められない。<sup>\*3)</sup>

一言で言えば、ユエン・クン・ユー事件枢密院判決は、アンズ事件貴族院判決においてウィルバーフォース判事が述べた二段階基準がネグリジェンスにおける注意義務の存否を決定するための基準としてはさらに衰退したことを示すものであり、また、ダナヒュー事件貴族院判決におけるアトキン判事の「隣人原則」(原告と被告との間の特別な関係)の重要性を再主張したものである。<sup>\*4)</sup>

## 六 結び

マツガリティーによれば、近年における裁判所の姿勢のこのような変化は、マクロクリン事件およびジュニア書籍会社事件における画期的な判決により刺激されたものと言って良いかもしれないものである。実際、ジュニア書籍会社事件判決は、カラン事件判決の時点で、既に、経済的損失を理由とする損害賠償請求が認められるためには当事者間に非常に密接な関係が必要であることを強調しているミュアリッド事件判決により制限されていた。マクロクリン事件のようなナーヴァス・ショックの事案においては、アッティア事件判決<sup>\*5)</sup>が示しているように、合理的予見可能性はいまだに重要な基準であるように思われるが、しかし、ユエン・クン・ユー事件枢密院判決において「隣人原則」の重要性が再主張され、政策の役割が例外的な領域に限られたのであるから、ナーヴァス・ショックの事案においても近い将来において状況が変化しうるのである。<sup>\*6)</sup>

カラン事件貴族院判決およびユエン・クン・ユー事件枢密院判決の結果、アンズ事件貴族院判決の内に残存するものはほとんどないと言わざるをえない。事実、一九九〇年七月二十六日に、アンズ事件貴族院判決から「離脱する」(depart)と述べてはいるものの実質的には同判決を覆す(overrule)判決が二つ下されている。<sup>\*7)</sup>しかし、ネグリジェンス法における画



期的判決の転覆は、アンズ事件判決までで留まるであらうか。ユエン・クン・ユー事件枢密院判決の分析の結果としては、ダナヒュー事件判決の重要性の再確認がなされたということが言えると思われるが、これは真実のままでありうるであらうか。先に述べたように、カラン事件貴族院判決に関して、アーンハイムは、「ダナヒュー事件判決に照らして言えば、当該行政部が原告に対して実際に注意義務を負っていたことには疑いの余地がありえない」と述べていた。しかし、貴族院は、「当該行政部は、原告に対して注意義務を負っていたが、責任がない」と述べていたのではなく、「注意義務を負っていない」と述べたのである。このことから、ダナヒュー事件貴族院判決の「隣人原則」もしくは少なくともその原則のこれまでの解釈方法が近い将来において批判の対象となり、危うい状況に置かれることになるのではないか、または、既にそのような状況に置かれていたのではないか、という疑問が生じる。勿論、この原則は、これまでも批判されてきている。これに関しては、そもそも「隣人原則」がダナヒュー事件判決の「判決理由」ではなく「傍論」であったこと、したがって、アトキン判事が同判決においてこの原則を自己の判断の基礎にするつもりがなかったこと、が指摘される。また、この原則が、現在では、アトキン判事が意図した方法とは異なる

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定（矢頭）

る方法で見られていること、並びに、ダナヒュー事件判決における同判事の意見のその他の部分およびその他の判事の意見と矛盾するような意味を与えられている、という指摘があるのである。<sup>\*8</sup>

「隣人原則」を用いることに異議があるとするれば、それは、特に、不作為の問題に関してであらう。つまり、近年の法の展開は、失当行為と不作為との間の区別を曖昧にしてきたという訳である。「隣人原則」の淵源ともいへばヘヴン対ペンダー事件判決におけるブレット記録長官判事の「傍論」は次のようなものである。

「……諸状況によりある人が他者に関して置かれる立場が、それらの状況に関して自分自身が行為を行なう場合に通常の注意を払い通常の技量を行使することを行なわなければならない自分がその他者の身体または財産に対する侵害の危険を生ぜしめるであらう、と通常の感覚を有するあらゆる者であって考慮を払った者ならば直ちに認めるであらうような立場であるならば、そのような危険を避けるために通常の注意を払い通常の技量を行使する義務が生じる。<sup>\*9</sup>」

これに対して、アトキン判事の「隣人原則」は次のようなものである。

「では、法的には、誰が私の隣人であるのか。その答は、私

の『行為』により非常に密接かつ直接的な影響を受けるので、私が問題とされる『行為』または『不作為』を行なうとする時に、そのような影響を受けるものとして合理的に考慮すべき者である。<sup>\*10)</sup>

ここでの「問題とされる行為または不作為」は、侵害を生じさせた行為の状況におけるネグリジェンスであって、例えば、自動車の運転中にブレーキを踏むべき時に踏まなかったことや過失により製造され市場に出される産品の検査を適切に行なわなかったことに代表されるものと考えられる。つまり、隣人原則の文脈における「不作為」は行為の一部としての不作為に言及しているのであって、単に何かを発生するにまかせることに言及しているのではないのである。<sup>\*11)</sup>

隣人原則に由来する注意義務は失当行為については有効である。一般的義務として、「あらゆる人は、ふさわしい正当化事由なくして他者に侵害を生じさせることを避けるために、行動する際に注意を払う義務を有する」と述べることは可能である。しかし、一般原則として、危険を除去するために積極的に行動することにより侵害を妨げる一応の義務といったものは存在しないはずである。勿論、侵害を積極的に妨げる義務を生じさせるものと裁判所が伝統的に判示してきている関係も存在する。例えば、契約関係、結果としての侵害の危

険が予想される場合の非契約的引受けが存在する関係、信認関係、特別な依存関係、隣接地の占有者間の関係といったものである。<sup>\*12)</sup> これらの関係の場合には、不作為は責任を問われる。しかし、不作為に対する責任の根拠は、作為に対する責任の根拠とは異なるものである。<sup>\*13)</sup>

特定の事件において、あることが不作為であるのか失当行為であるのかを決定することは困難でありうるが、今後、裁判所は、作為と不作為との間の区別に専心すると考えられる。事実、アンズ事件判決の原則の衰退を示している一連の事件においては、被告の行為は不作為として分類しえないものではない。

アンズ事件判決の原則がほとんど機能しなくなった現時点では、ダナヒュー事件判決の「隣人原則」に対するこれまでの解釈が作為と不作為との区別に関してどのような評価を受けるか、が興味深い問題となるのではないであろうか。これまでイギリスの裁判所がネグリジェンスに関するかなりの事案を「隣人原則」にむりやり当てはめようとしてきたということは否めないことであるように思われる。この原則に対してくすぶり続けてきた批判の再吟味が行なわれる時期が来ているのではなからうか。

- (1) Curran and Another v. Northern Ireland Co-Owner-ship Housing Association Ltd. and Others [1987] A. C. 718; [1987] 2 W. L. R. 1043; [1987] 2 All E. R. 13, H. L. (N. 1.)
- (2) Yuen Kun Yeu and Others v. Attorney-General of Hong Kong [1988] A. C. 175; [1987] 3 W. L. R. 776; [1987] 2 All E. R. 705, P. C.
- (3) ⊕ Lesley McGarrity, The Rise and Fall of Anns, 137 N. L. J. 794 (1987).
- ⊗ Michael Arnheim, The Curran case : a retreat from justice?, 131 S. J. 962 (1987).
- ⊙ J. C. Smith and Peter Burns, Donoghue v. Stevenson - The Not So Golden Anniversary, 46 M. L. R. 147 (1983).
- (以後やれやれ McGarrity, Arnheim, Smith and Burns により引用する)
- (4) その大部分が、矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七)に収められている。
- (5) Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728; [1977] 2 W. L. R. 1024; [1977] 2 All E. R. 492, H. L.
- (6) Governors of the Peabody Donation Fund v. Sir Lindsay Parkinson & Co. Ltd. and Others [1985] A. C. 210; [1984] 3 W. L. R. 953; [1984] 3 All E. R. 529, H. L. (E.).
- (7) Batty and Another v. Metropolitan Property Realisation Ltd. and Others [1978] Q. B. 554; [1978] 2 W. L. R. 500; [1978] 2 All E. R. 445.
- (8) Smith and Burns, at 147.
- (9) Anns [1978] A. C. 728, 751-752.
- (10) Donoghue v. Stevenson [1932] A. C. 562; [1932] All E. R. Rep. 1, H. L.
- (11) Hedley Byrnes & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465; [1963] 3 W. L. R. 101; [1963] 2 All E. R. 575; [1963] 1 Lloyd's Rep. 485.
- (12) Home Office v. Dorset Yacht Co. Ltd. [1970] A. C. 1004; [1970] 2 W. L. R. 1140; [1970] 2 All E. R. 94, H. L. (E.).
- (13) Anns [1978] A. C. 728, 751.
- (14) 「6原則やれやれ」クワンタインター事件判決 (Heaven v. Pender (1883) 11 Q. B. D. 503) など、シム・リー・トウ・ドナー・ン・事件判決 (Le Lievre v. Gould [1893] 1 Q. B. 491) により来たる。
- (15) Donoghue [1932] A. C. 562, 580.
- (16) 並びに、諸先例や諸脚注を検証したシンクスター判事 (Lord Buckmaster) の意見 (Donoghue [1932] A. C. 562,

ネグリジエンスにおける注意義務存否の決定 (矢頭)

566-578)。

(17) *Arnhem*, at 562.

(18) 判決理由が、判決に到達するのに必要欠くべからざる基礎であり、裁判所が認定した重要な事実に基づく結論である、という点から考えれば、また、ダナヒュー事件の争点が、「原告の主張は、真実であるならば、訴訟原因を明らかにしているか否か」であったという点から考えれば、「製品の製造者が、製品が彼のもとを離れた時の形態で、中間検査が行なわれる合理的な可能性もなしに、末端消費者のもとに達することを彼が意図していることを示す形で、その製品を販売し、かつ、その製品の調整または貯蔵について合理的な注意を欠けば、結果として消費者の生命または財産に対する侵害が生じるであろうことを認識している場合には、その製造者は消費者に対して上述の合理的な注意を払う義務を負う」(Donoghue [1932] A. C. 562, 599 per Lord Atkin) という意見の方が判決理由に近き傍論である。

(19) *McGarity*, at 794.

(20) ダナヒュー事件貴族院判決において、アトキン判事は、「危険物……それ自体で危険な物に関する義務について詳細に論じる必要はあるまい。危険物であるか否かの区別は、法的権利の存否を区別するための論理上の区別であるならば、不自然なものである。……事物の性質上、異

なる程度の注意が要求されることは非常にもっともなことであり、危険物を扱う者が、それほど危険ではない物の場合には自己と十分な近接関係にない者まで自己の注意義務の範囲内にある者として考慮する、ということももっともなことである。したがって、注意の程度はかりでなく、義務が負われている者の範囲も拡大される。しかし、これらはすべて一般的な法原理を説明しているのではなく、」(Donoghue [1932] A. C. 562, 595-596) と述べている。

(21) *Smith and Burns*, at 149.

(22) *Wilkinson v. Downton* [1897] 2 Q. B. 57.

(23) *Ibid.*, 58-59.

(24) *Smith and Burns*, at 148-149.

(25) *Andrews v. Hopkinson* [1957] 1 Q. B. 229.

(26) *Ann* [1978] A. C. 728, 751.

(27) *Robert F. V. Heuston, Donoghue v. Stevenson in Retrospect*, 20 M. L. R. 1, 23 (1957); *Smith and Burns*, at 147.

(28) *Cavalier v. Pope* [1906] A. C. 428; *Bottomley v. Bannister* [1932] 1 K. B. 458.

(29) *Smith and Burns*, at 150; *Dutton v. Bognor Regis Urban District Council* [1972] 1 Q. B. 373, 393-396 (per Lord Denning M. R.).

- (30) Hedley Byrne [1964] A. C. 465, 530, per Lord Devlin.
- (31) デブリン判事 (Lord Devlin) は、ネグリジェンス法の適用に関する限り、有形的損害と純粋な経済的損失との間には区別がない、という立場を採った。しかし、後のドーセット・ヨット会社事件判決におけるリード判事 (Lord Reid) およびアンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事は、純粋な経済的損失がタナヒュー事件判決の一般的法原理に対する例外であるとの立場を採っている。
- (32) Smith and Burns, at 152.
- (32) Smith and Burns, at 150.
- (33) Home Office v. Dorset Yacht Co. Ltd. [1970] A. C. 1004, 1026-1027.
- (34) McGarity, at 794.
- (35) Arnheim, at 963-964. アーンハイムは、この疑問を例証する事件として、マクギー対英国石炭公社事件 (McGhee v. National Coal Board) およびウィート対エ・アインロン会社事件 (Wheat v. E. Lacon & Co. [1961] A. C. 552) を挙げる。前者の事件においては、原告はその使用者の煉瓦の窯を掃除した結果として皮膚炎になった。原告は、熱くはこりっぱい条件下で仕事をした後に、シャワー設備がなかったので体を洗わずに自転車で帰宅せねばならなかった。被告英国石炭公社は当然にその被用者たちに対して注意義務を負っていたが、洗浄設備を

ネグリジェンスにおける注意義務存否の決定 (矢頭)

備えることがその注意義務の一部であるか否かが争点となり、貴族院は、それが注意義務の一部であり、したがって義務違反があった、と判示した。仕事の後にシャワーを浴びれば原告が皮膚炎になることがなかったか否かは証明されなかった。しかし、使用者である被告英国石炭公社は、責任ありとされたのである。この結果は、責任が認められるために必要なのは注意義務違反であり、残りの伝統的基準は完全に無視される、ということを示しているように思われる。後者の事件においては、酒場の客である老人が階段から落ちて死亡し、二つの原因が同定された。すなわち、手すりがない階段の一番下まではなかったという事実、および、階段の上の明かりの電球がなかったという事実である。第一審裁判官の認定は、被告ビール会社が死亡した男性に対して注意義務を負っており、その義務に違反したが、その違反が死亡原因ではなかった、というものであった。控訴院においては、まず、注意義務が存在しなかった、と判示された。貴族院は、これら二つの極端な結論の中間の立場を採り、注意義務が存在したが、義務違反はなかった、と判示した。三つの裁判所すべては、被告会社が客の死に対して責任があると認定しなかった点で意見が一致しているが、しかし、問題に対する回答における大きな差異は、ネグリジェンス法における組になった伝統的基準全体について不安を生じさせるものである。

- (36) Spartan Steel and Alloy Ltd. v. Martin & Co. (Contractors) Ltd. [1973] Q. B. 27. ただし、この判決は、有形的損害に付随して生じた経済的損失に ついて損害賠償請求を認め、純粹に経済的な損失に ついては損害賠償請求を認めなかった判決としての重要である。
- (37) Ibid., at. 37; Arnhem, at 964.
- (38) 地方当局の注意義務に関し、サーモン判事 (Lord Salmon) が一部に ついて多数意見を述べた。
- (39) Arnhem, at 962. ただし、この点に関し、矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七)四五頁以下を参照されたい。
- (40) McGarity, at 794.
- (41) Ross v. Caunters (A Firm) [1980] Ch. 297; [1979] 3 W. L. R. 605; [1979] 3 All E. R. 580.
- (42) McLoughlin v. O'Brian and Others [1983] A. C. 410; [1982] 2 W. L. R. 982; [1982] 2 All E. R. 298. 本件は、ついで、本誌第三三卷第一号(一九九〇)一七五頁以下参照。
- (43) Junior Books Ltd. v. Veitchi Co. Ltd. [1983] A. C. 520; [1982] 3 All E. R. 201; [1982] 3 W. L. R. 477, H. L. (Sc.)
- (44) Smith and Burns, at 159.
- (45) Midland Bank Trust Co. Ltd. and Another v. Hett, Stubbs & Kemp (A Firm) [1979] Ch. 384; [1978] 3 W. L. R. 167; [1978] 3 All E. R. 571.
- (46) Arnhem, at 962; McGarity, at 794.
- (47) McLoughlin [1983] A. C. 410, 420.
- (48) McGarity, at 794.
- (49) Ibid.
- (50) Ultramares Corporation v. Touche (1931) 174 N. E. 441, at 444 (per Cardozo C. J.).
- (51) Junior Books Ltd. [1983] A. C. 520, 545.
- (52) McGarity, at 794.
- (53) Rondel v. Worsley [1967] 1 A. C. 191; [1967] 3 W. L. R. 1666; [1967] 3 All E. R. 933, H. L. (E.).
- (54) Saif Ali v. Sydney Mitchell & Co. (A Firm) and Others, P. Third Party [1980] A. C. 198; [1978] 3 W. L. R. 849; [1978] 3 All E. R. 1033.
- (55) Arenson v. Casson Beckman Rutley & Co. [1977] A. C. 405.
- (56) Dutton [1972] 1 Q. B. 373.
- (57) Smith and Burns, at 151-153.
- (58) Ibid., at 161-162.
- (59) Arnhem, at 962.
- (60) この比較は、ついで、矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七)一三九頁以下を参照され

をたふ。

- (61) McGarrity, at 794.
- (62) Peabody [1985] A. C. 210, 240.
- (63) Ibid., at 241.
- (64) Leigh and Silavan Ltd. v. Aliakmon Shipping Co. Ltd. (The Aliakmon) [1986] A. C. 785 ; [1986] 2 W. L. R. 902 ; [1986] 2 All E. R. 145.
- (65) Ibid., at 815.
- (66) Ibid.
- (67) McGarrity, at 795.
- (68) Arnheim, at 963. トリミン事件 (Lord Bridge of Harwich) は「原告の申立書は「ごう」 「散漫で珍じうはる」に情報を与えつべくなう」(Curran [1987] A. C. 718, at 721) を述べつゝる。
- (69) Curran [1987] A. C. 718, at 723.
- (70) Arnheim, at 962.
- (71) カラン事件における「」の問題は「控訴院の段階では明らかでなかつた。
- (72) Curran [1987] A. C. 718, at 724.
- (73) Arnheim, at 962.
- (74) Curran [1987] A. C. 718, at 724.
- (75) Sutherland Shire Council v. Heyman (1985) 59 A. L. J. R. 564.

ネグリジエンスにおける注意義務存否の決定 (矢頭)

- (69) McGarrity, at 795.
- (77) Curran [1987] A. C. 718, at 728.
- (82) Ibid.
- (87) Arnheim, at 963.
- (88) Ibid.
- (89) Muirhead v. Industrial Tank Specialities [1985] 3 All E. R. 105.
- (92) Arnheim, at 963, McGarrity, at 795.
- (93) Spartan Steel and Alloy Ltd. [1973] Q. B. 27.
- (94) Arnheim, at 963.
- (95) Dorset Yacht Co. Ltd. [1970] A. C. 1004, at 1030.
- (96) 「」の法理がアヘンス事件判決になつて適用されたことの検討については「矢頭「英米不法行為判例研究」(早稲田大学比較法研究所、叢書一七)四五頁以下を参照された。
- (98) Arnheim, at 963.
- (88) Anns [1978] A. C. 728, at 755.
- (89) Arnheim, at 963.
- (90) Curran [1987] A. C. 718, at 729.
- (91) Dorset Yacht Co. Ltd. [1970] A. C. 1004, at 1039.
- (92) Arnheim, at 963.
- (93) Ibid.
- (94) Re Polemis and Furness, Withy & Co. [1921] 3 K.

B. 560.

- (15) The Wagon Mound (No. 1) [1961] A. C. 388.
- (96) Arnheim, at 964.
- (97) Ibid., at 962.
- (98) Yuen Kun Yeu [1988] A. C. 175, 191.
- (99) McGarity, at 795.
- \* (100) Yuen Kun Yeu [1988] A. C. 175, 193.
- \* (101) McGarity, at 795.
- \* (102) Ibid.
- \* (103) Ibid., at 794-795.
- \* (104) Attia v. British Gas Plc. [1987] N. L. J. Rep. 661.
- \* (105) McGarity, at 795.
- \* (106) Murphy v. Brentwood District Council (1991) 1 A. C. 398. [1990] 3 W. L. R. 414; Department of the Environment v. Thomas Bates and Son Ltd. (1991) 1 A. C. 499. [1990] 3 W. L. R. 457.
- \* (107) Smith and Burns, at 147.
- \* (108) Heaven v. Pender (1883) 11 Q. B. D. 503, 509.
- \* (109) Donoghue [1932] A. C. 562, 580.
- \* (110) Smith and Burns, at 155-156.
- \* (111) Ibid., at 157-158.
- \* (112) P. S. Atiyah, Accidents, Compensation and the Law (3rd ed, 1980), at 95-112.